

平成20年6月10日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	森 田	利 明
局 長 補 佐	澤 野	政 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部	北	村	和	博
市	民部	北	村	建	治
産	業部	山	本	克	樹
建	設環境部	藤	家	敏	昭
会	計管理者兼会計課	北	御門	敏	則
企	画課	竹	下		勇
総	務課	中	川		宏
財	政課	打	上	俊	雄
市民課長兼選挙管理委員会事務局	長	中	村	和	典
税	務課	武	藤	竹	美
福	祉事務所	峰	松	靖	規
保	険健康課	岩	田	輝	寛
農	林水産課	迎		和	泉
商	工観光課	田	中	敏	男
都	市建設課	平	石	和	弘
環	境下水道課	亀	井	初	男
ま	ちなみ活性課	松	浦		勉
水	道課	福	岡	俊	剛
教	育	小	野原	利	幸
教	育次長兼庶務課	藤	田	洋	一郎
生	涯学習課長兼中央公民館	谷	口	秀	男
同	和对策課長兼生涯学習課	関		正	和
農	業委員会事務局	山	田	次	郎
監	査委員	植	松	治	彦

平成20年6月10日（火）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成20年鹿島市議会6月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	14 松 尾 征 子	<p>1. 75歳以上の人を切り離して困り込む後期高齢者医療制度は、廃止しかないとの怒りの声が噴出している。制度の問題点を問う</p> <p>(1) 保険料について</p> <p>(2) 医療内容について</p> <p>(3) 年金天引きについて</p> <p>(4) 障害者について</p> <p>2. 高齢者等交通不便者のための市内交通網の充実を</p> <p>3. 市営住宅入居条件の改善を</p> <p>4. 新幹線長崎ルートについて</p>
2	8 福 井 正	<p>1. 鹿島市のまちづくりとこれからの交通体系について</p> <p>(1) これからの長崎本線について</p> <p>① 今後の長崎本線運行</p> <p>② 長崎本線（鉄道）を活用した今後のまちづくり</p> <p>③ 長崎本線存続期成会の今後の方針</p> <p>(2) 道路整備について</p> <p>① 市道整備</p> <p>② 国道207号整備</p> <p>③ 有明海沿岸道路</p> <p>④ 長崎道とのアクセス</p> <p>⑤ 広域農道整備</p> <p>⑥ 道路特定財源の一般財源化がもたらす影響</p>
3	2 松 尾 勝 利	<p>1. 農業振興策について</p> <p>(1) 品目横断的経営安定対策改め水田経営所得安定対策</p> <p>(2) 農地・水・環境保全向上対策</p> <p>2. 排水機場及び堤防施設の維持管理について</p> <p>3. 中木庭ダムの試験湛水について</p> <p>(1) 今回の経過及び結果</p> <p>(2) 今後の実施</p>
4	9 水 頭 喜 弘	<p>1. 有害鳥獣対策について</p> <p>2. 教育問題について</p> <p>(1) 新学習要領</p> <p>(2) 学校耐震化</p> <p>3. 自殺予防対策について</p> <p>4. 後発医薬品の普及促進について</p>

---

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（橋爪 敏君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

おはようございます。14番松尾征子です。通告いたしました件について質問したいと思います。

まず初めに、きのう新聞が休みで、けさの新聞は一斉に、あのまたかというような秋葉原の事件が報道をされておりましたが、特に衝撃的だったのは、だれでもよかったというようなことで手当たり次第に7人を殺すと、それから10人が傷つくというような、本当に、特にそれが昼間の出来事というようなことで衝撃を受けたわけですけど、こういう事件というのは3月ですかね、茨城県で駅の前で8人を殺傷したという青年、それから、JR岡山駅で男性をホームから突き落として死なせたというような事件がありましたが、このいずれも、だれでもよかったという、そういうことが報道されたわけですよ。特に8日に起こった事件の青年が、その犯行の3日前に、だれでもよかったと、何かわかる気がするんだというふうな発言をしていたというのが新聞に報道されておりましたが、本当に何なんだろうかと思いますが、彼は自動車工場の派遣社員で、会社で自分の作業服がないと騒いだ直後こういうことになったということですが、その青年は職場への不満を漏らしていたということですね。

私は、このニュースを聞いて、きのうですが、私のところにある男性の方がいらっしました。この方は県内のある食品工場に勤める人なんですけど、今職場がどうかということで聞きましたら、昼食もゆっくり食べる時間がないと、トイレに行く時間もないと、そういう働く人たちが人間として扱われていないというふうなお話をされたときに、もう本当身の毛の立つような思いをしました。そういう話を聞くと同時に、秋葉原で起きたような、そういう青年予備軍といいますか、そういうのが今すごく多いというふうな報道をテレビでされておりましたので、私はその人の話を聞いたわけですが、今いつどこでどういうことが起きるかわからないというふうな、そういう社会のひずみというんですかね、本当に許すことができないと思いますが、やはり今、特に働く環境の問題では、派遣労働者の問題でいろいろと国会でも取り上げられて改善がされつつあるところですが、まだまだ一部の問題であって、これからそういうすべての人たちが安心して働いていけるような、本当に憲法で保障された生活をできるような、そういう日本というのを早く築いていかなくちゃいけないなというの

を、この8日の事件を見、きょうの新聞報道、また、きのうからのテレビの報道を見る中で強く感じたところです。特に働く人たちの労働条件の改善というのは急がれる問題じゃないかと思っています。

では、本題に入りたいと思います。

ことしの4月から始まった後期高齢者医療制度、私は制度の導入が決まった時点から制度の廃止を訴えてきました。そして、ただ訴えるだけでなく、多くの人たちにそのことを知らせ、署名などを取り組み、既に署名のとれた一部は国会にも提出をし続けておりますが、この制度について、高齢者の方からは「年寄りはお早く死ねというのか」と、「戦前戦後、お国のためだと頑張ってきた。国のためだけ頑張ってきたばい。それとけ何でお国に殺されんばいかんとかい」と、また、「これ以上保険料ば引かるっぎ生活されん」と。ある方は「子供たちも今仕事がろくになくて、きつか生活ばしよるばってん、そういう中から何とか加勢ばしてもらいよる。これ以上加勢ばしてくんしゃいとは言われん。どぎゃんすっぎよかろうか」と、また、「うば捨て山に行けてや」と、いろんな声が聞かれています。「だれがこがんとば決めたとか」と、「許されんことだ」と、そういう怒りと不安の声はやみません。全国の医師会からも反対の声が上がっています。全国の自治体や地方議会の中からも声上がり、議会においては廃止や見直し決議がなされるという事態になりました。さらには、国会においては日本共産党、民主党、社民党、国民新党の野党4党がそろって後期高齢者医療制度廃止案を提出しました。そして、5日の参議院公正労働委員会では全会一致で可決をされました。ただ、これには自民・公明は採決を欠席したようです。さらに廃止法案は、6日の参議院本会議においても可決をされ、衆議院に送られております。

私は、この制度については何としても廃止しなくてはいけないという立場で質問に立っておりますが、今の時点で非常に微妙な国会情勢にあると思っております。

日本共産党は、特に今回の制度については、まず理念が間違っているということを最初から一貫して訴えております。つまり、この制度は75歳以上という年齢だけでお年寄りを差別するものであるということです。これに対して舛添大臣は「理念は間違っていないが、いろんな問題が生じている。改善すべきは改善すべきだ」と発言をされています。いずれにしても、この問題について最初から振り返ってみたいと思います。

後期高齢者医療制度は、2006年の通常国会で自民・公明が強行した医療改悪法、正しくは健康保険法等の一部を改正する法律ということですね。これは御承知のように、単独法ではなく複数の法案の総称であって、このようなことで導入が決まったと思います。

まず「後期高齢者」、この言葉です。これは75歳以上の人を指す政府用語と言えるでしょう。ことし3月までは、75歳以上の人たちは、生活状況や収入に応じていろんな医療保険に加入をしておられました。年金生活者の多くの方は市町村の国民健康保険に加入をし、農業や商店を営んでいる人たちも市町村国保や国保組合に加入されていたと思います。みず

からが雇用されて組合保険や政管健保に加入されている75歳以上の人もいらっしゃると思います。年収1,800千円以下の低収入の高齢者60歳以上は、サラリーマンなどの扶養家族として健康保険に入ることができました。ちなみに、59歳被用者保険の扶養家族の基準は年収1,300千円以下だったと思います。

いずれにしても、さまざまな医療保険に加入しながら、75歳以上の高齢者は公費と各保険者から拠出金で運営されている老人保健制度によって医療を給付されてきました。ところが、ことし4月から、75歳以上のすべての人は、それまで加入していた国保や健保を脱退させられ、新しくつくられた後期高齢者だけの独立した保険に入れられることになりました。これが後期高齢者医療制度であり、75歳以上の人は家族構成や就業状況、年収などにかかわらず、74歳以下の人とは別の保険に強制的に入れられたわけです。新しい制度に入れられると、75歳以上の人は、いや応なしに保険料が課せられ、年金が年180千円、月15千円の人たちは直ちに4月の年金から保険料が天引きをされました。また、月15千円以下の人には直接税額の通知が行き、窓口納入ということになります。まず、年齢を差別するという事だけでも許せない問題です。

これに対して厚生労働省の社会保険審議会の後期高齢者医療の在り方に関する特別部会では、ほかの世代と違う後期高齢者の特性として、まず、老化に伴う治療の長期化、複数の慢性疾患が見られる。次に、多くの高齢者に認知症の問題が見られる。さらには、いずれ避けることのできない死を迎えること、この3点を上げています。しかし、これは治療に時間もかかり、いずれ死を迎えるのだから、医療にはお金も時間も手間もかけないというのが政府の本音ではないでしょうか。さらに、この制度の設計に加わった厚生労働省の担当官が制度導入のねらいを、将来60兆円にもなる医療費を抑制するためだと明言したと聞いております。医療費が際限なく上がり続ける痛みを後期高齢者が自分の感覚で感じ取っていただくことにしたと述べているそうです。医療に費用がかかる高齢者だけの医療保険をつくれれば、保険料の値上げが避けられないのは当然のことでしょう。そのことは圧倒的多数の高齢者の方が、低所得者が多いのに重い保険料に耐えられなくなるのは当然のことです。さらに、この制度の仕組みや運営、財政の問題が明らかになるにつれて、高齢者はもちろんですが、冒頭申しましたように、全国多くの自治体や議会、各県の共産党や民主党はもちろんですが、自民党の県連までも47都道府県のうち32県で廃止見直し決議が決められたと聞いております。

こういう状況ですから、この制度がいかにか悪法であるかが明らかだと思います。参議院では廃止法案が可決し、衆議院に回っておりますが、自民党はまだ廃止することを表明しておりませんから、今後どのようになるか定かではありませんが、8日に行われた沖縄県議会議員選挙において野党が勝利をしたこのことについて、総理も与党の敗北の要因が後期高齢者医療制度であることを認めております。ちなみに、今回の選挙で日本共産党も3議席から5議席へと議席を伸ばすことになりました。

さて、私は今、基本的なことについて述べましたが、やはりどんなに考えても、75歳以上の人を切り離して取り扱う制度は廃止することだと思いますが、まず市長、あなたはこの制度をどのようにお考えになりますか。私は12月議会、3月議会と同じことをお尋ねしております。12月議会において、あなたの発言は「私の現時点での考えといえますか、不安を申し述べたいと思いますが、法律で後期高齢者医療制度をスタートさせるということが決まりましたが、実際には、いざ作業にかかってみますと、時間が足りません。非常にタイトな時間の中で、これは職員も非常に頑張ってくれておまして、今間に合うようにやっておりますが、ちょうど、何年前ですか、介護保険ですね、これがスタートするときもこういう状況で、私はこの同じ議会で走りながら考えざるを得ない、走りながらいろんな工夫をせざるを得ない、こういうふうな表現で申しましたが、今回もそういうことであります。今、私たちが法律で決められたことをいいの悪いのと、実務者のトップとしては、そういうレベルの段階ではございませんが、できるだけ被保険者に迷惑がかからないように、鋭意今から努力をしていきたいというふうに思っております。」と、このように答弁なさっています。

さらに3月議会、同じような質問に対して、「1週間ぐらい前に、私、佐賀県の国保連合会の理事長をしております、総会をしました。そのときも実際まだわからないという部分がありましたので、総会に大体かけにやいかん事案ですけど、これを専決にさせていただきますと、こういうことも総会の席で言ったぐらいですから、実際まだ細部にわたってわからないことがあります。特に事務手続上どうせんばらんかとか、その点においてはまだはっきりしていない分があるんです。以前にも申し上げた、介護保険のときも走りながら考えるというふうな表現で私も言いましたが、実務対応としてはそういう部分も今度出てこざるを得ないというふうに思っています。私たちは国に対してこれがいいとか悪いとかここでは論じませんが、現実にならなくていくわけですから、我々は的確にそれを受けて対応するしかない、そういう覚悟をしながらやっていきたいというふうに思っています。」と、このようにお答えをいただいております。

さて、このときはまだ実際に出発をしておりませんでした。4月からは実際に制度が発射していろんな動きがっております。市長は鹿島市長として、鹿島市民の暮らしと命を守っていく責任があると思います。その立場に立って、この制度について、今の時点でどのように受けとめられているのか、また、今後どのようにしていくべきとお考えなのか、お答えをいただきたいと思います。細かいことについては後でお尋ねをしたいと思います。

次に移ります。

次は、高齢者など交通不便者のための市内交通網の充実をとということで上げておりますが、交通網の充実については何度か私も取り上げておりますが、市内のバスの本数が極端に減らされたり、日曜、休日などは完全に運休ということで、車などの交通手段のない市民は動けない状況が増加しております。特に高齢化が急速に進むこのような鹿島市の今日の状況の中

では、早く解決していかななくてはならない問題になっております。山間地域を多く持つ能古見はもちろんですが、今全市において大変な状況です。今では中心部においても多くの交通手段について問題が出ています。北鹿島地区におきましても、井手地区なども朝一番のバスに間に合わなかったら、病院へ行くのも大変と言われております。特に高齢者の方たちは、介護保険制度や後期高齢者医療制度の新設に伴い、わずかな年金からいや応なしに保険料が天引きされるなど、非常に財政的にも厳しい状況です。ですから、そうそうタクシーばかり使うわけにはいかないとおっしゃっています。

また、鹿島の中心になります高津原地区なども、特に高津原地区は7月水害後、水害に遭った人たちを初め、高台へと移り住んでこられ、急速に世帯数がふえました。私も40年ほど前から高津原にお世話になっておりますが、そのころは400弱ぐらいの世帯数ではなかったかと思いますが、そのころから住宅が急速にふえ、一時は1,000世帯を超していました。ところが最近、世帯数が減り始めております。それは、高齢化が進み交通手段がない、さらに日常生活に必要な小店などが全くないと言っているほどの地域になってしまいました。高津原地域は生活するには不便な地域になってしまったわけです。特に車のない世帯や高齢者の世帯は大変です。世帯数が減り、人口が減るのは当然のことではないでしょうか。このような現状を早く解決するために、市民の生活に必要な交通網を充実させることが急がれます。私は市内全体計画を立てて取り組まなければいけないと思いますが、一遍にとすることはできないと思います。以前もこのことで提起をしましたが、市は必要性は認めながらも、全く消極的だと思います。だれかが書いておられました。どんないい道路をつくっても、走る公共交通機関が縮小されては道路の意味がないということ。方法はいろいろあると思います。まず、市民の足をどのように確保するのか、市が積極的な計画づくりを始める時期だと思いますが、このことについてお答えをいただきたいと思います。

次は、市営住宅入居条件の改善です。

これは非常に簡単なことですが、簡単でないわけですが、今はもう御存じのように、市営住宅に入居する場合には保証人が必要になっております。これはもう十分御承知のことだと思います。新規に入居する場合はまだしもですが、3年ごとの見直しというのがあるわけですが、その3年ごとの見直しのときにも保証人をつけなくてはならないということになっているわけですね、3年ごとの再度お願いをするときですね。ところが最近、非常にひとり暮らしの高齢者の方というのがふえてきまして、西峰団地など行きますと本当にひとり暮らしのお年寄りが非常に多いわけですが、こういう方たちがどなたかに保証人になってもらえるというような人がいないわけですね。最初入居されたときには、親戚の人とか子供さんがいらっしやったかもわかりませんが、そういう当てがない人がたくさんいらっしやるわけです。

本当にそういう状況にありますので、私は以前から再度の更新のときには、保証人をもうとらなくていいようにしたらどうかと。長い間住まわられていて問題も起きていないわけです。



し、そういうことをずっと訴えてきておりますが、それはできないというような回答しか出ておりません。あえて私は本会議で取り上げましたが、市営住宅の入居の際の保証人をぜひやめていただきたい。そして、何でしなくちゃいけないのかと、そのことについてお答えをいただきたいと思います。

次に、新幹線長崎ルートについてです。

この問題については、議会の冒頭で市長が詳しく、市長のお考えなり今後の取り組みについてもお話をなされたわけですが、私はまず非常に残念です。三者合意によって、鹿島市など私たちが口出しができない状況になったと言いながら、何でここでもう運動の終結宣言をしたり、旗をおろしますというふうなことを言わなくちゃいけなかったのかということが非常に残念でなりません。このことは私だけではありません。市内回っておりましても、どうということなのというような、そういう声がたびたび聞かれます。

私は、8日のサンデープロジェクトの録画を見ました。ちょうどそのときテレビを見ることができませんでしたので、企画課からいただいたのを何度も何度も見せていただきましたが、本当に私はこの長崎新幹線の建設というのが、進めようとしている人たちの話を聞きますと、全く道理のないものだということをますます強く感じました。特に長崎県の選出されている久間衆議院議員ですね、それから谷川衆議院議員というんですか、彼らの話を聞いておきますと、本当に何でこういうことをせんといかんのかというような、そういう怒りがますます込み上げてきたわけですが、それはそれとして、その人たちの考えだと思いますが、私は市長に対しても、何でと言いたいわけですよ。というのは、やっぱり市長は一貫して、親が樂することによって子に大きなツケを残すことはできないなどと言いながら、今まで一生懸命頑張ってきたらと思います。市民も一緒になって頑張ってきたらと思います。ところが、そういう中で、もう国が認可をおろしたという途端に旗をおろすと、それから運動の終結宣言をするというふうな、そういうことは私はどうしても許せないんですね。

特に私は江北町との関係でも言いたいんですね。再度、江北町長選挙のビデオが流れておりましたので、改めて見たわけですが、市長は江北町長の選挙を応援に行ったとき何とおっしゃったですか。町長さんがいらっしゃったから私はこれまで頑張ってきたんですよと、そういう発言をなさっているんですよ。ところが、こういう事態になった途端、江北の町長さんは、言わなくちゃいけないことは国に申していきますと、まだ彼は反対の旗をおろされていない。だから、最後には江北町長さんだけが再度頑張っているような放映が、アナウンスが流れましたが、江北の町長に対しても、本当に桑原市長の今回の対応というのは私は許せないと、そう思っていますよ。

それと、今回の冒頭の発言の中で、長崎ルート起工式の3日前のこと、このことをおっしゃっています。佐賀県知事に会いに行ったと。そして、3つの報告や約束をさせていただきましたと。私は、市長が3日前に行かれたというのは初めて知りました。これも私は市長に

物を言いたいと思います。というのは、これまで新幹線や長崎本線の問題については、一つ一つ市長が行動をするときに、必ず議会に諮ってされたと思うんですよ。どんなときも一つ一つ諮って、まさに議会と二人三脚という形をとりながら来られたと私は思っています。

しかし、このようなことが、今私たちに知らされた。じゃあ、今まで何だったのかと。本当に今まで市長が議会と一緒にやっという立場に立ってこられたのなら、こういう問題だって私は議会に諮ってやるべきだったと思うんですよ、どうしようかということですね。じゃあ、今までのが責任を自分だけでない議会にも一緒に責任をとってもらおうというような、そういうふうなことがあったのかと。もちろん議会も責任はありますよ。私はそう言わざるを得ないと思うんですよ。

それから、地域の振興策の問題についても、区長会や産業界からの提案要望を聞いた上で鹿島市の要望事項として取りまとめようと考えておりますと。私は、議会にだって何かのときは市民の代表ですからということで諮ってこられました。例えば、三者合意がなされたすぐのときには、市長は市民の皆さんに諮らなくてはいけないけど、とりあえず市民の代表の議会に諮りますということで、翌日すぐ諮られたでしょう。ところが、こういう問題については、どなたかに諮られているかもわかりませんが、議会全体には諮られていないと私は思うんです。どういうのを取り組んでいこうかと、今まで一緒にやってきたなら余計私たち議会に対しても問題の提起、何かあったらぜひお願いしますというようなことを、私は特に強く議会には要請をしていただくべきだったと思いますが、そういうことがなされていないと思うんです。だから、今まで一緒にやってきた。例えば、今の時点になってもう物を申せんからしようがないと。じゃあ、県に対して何とかいいようにしてもらおうじゃないかというようなことがあるならば、そこも一緒になって私は取り組んでいくのが大事だと思います。

私は、あのサンプロのビデオをけさも見てきたんですが、市長、チビちゃんの声、顔が浮かびませんか。私はあのチビちゃんを見ただけでも涙が出るんですよ。今まで一生懸命彼は——チビちゃんのことを「彼は」と言いますが、市長を支えてきたと思います。私も犬を飼っていますが、何かあったときには本当に何よりも安らぎになるんですよ。そのチビちゃんが、問題がこういう形になって終わった途端に市長のそばからいなくなったというような、ああいうのを見たときに、あなたはチビちゃんにどういう報告をしますかと、私はもう本当言いたい気持ちでいっぱいでしたが、市長、まだ終わったわけじゃないんですよ。ぜひこれからも江北町の町長などと力を合わせ、一緒にやろうという市民、また県民の人と一緒にあって、私たちの子供たちに悔いを残さないような、そういう鹿島市をつくるために私は立ち上がっていただきたいと思うんです。

特に私は、5月、東京のほうから今まで一生懸命側面的に応援してくれた人たちが市長にお会いに来られたんですよ。ところが、市長さんは残念ながら用事もあったでしょうが、会ってもらえませんでした。私は、そういう人たちにも、いろんな人たちの声も聞いて、こう

いう事態になってもやっぱり全国でエールを送ってくれた皆さんには、ありがとうございますの一言を言ってもらい、そして、やっぱりいろんなアドバイスを今からも聞いてもらいたいと思うんです。非常に残念に思っていますがね。

そういうことで、もうこれ以上は言いませんが、市長、新幹線の問題はまだ終わった問題ではないと思います。特に長崎本線の存続、一応今のままで残ったなどと言われておりますが、全くこれまでの状況とは違った形で運営をされることになるわけですね、特急だって変わってしまう、なくなってしまうわけですよ。今になって実態がわかった長崎県でも大騒動になっているそうです。特に諫早から長崎までは新幹線じゃないですね。それから、特急がまともに来ると思っていた人たちが来ないということ。それから、佐世保線だって新幹線が通ることによって、これまでの特急は本数が減らされたり、ややもすればなくなるんじゃないかということが今になっていろいろお互いに語り合われるというような中で、やっぱり今からだというのが周りの皆さん方の動きその他で非常に感じられるわけですね。そういうときに今まで頑張っここで旗を立ててくださった桑原市長がもう一度、やっぱり私はしっかりと立て直してってもらいたいと思いますが、その点について市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わりたいと思います。

**○議長（橋爪 敏君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

お答えをいたします。

まず、後期高齢者医療制度について、現時点でどう思っているかということですが、私たちは今、長寿社会を迎えております。そういう中で、こういう長寿社会に対して私たちがどういう視点でどういう切り口からこの問題をとらえるべきかと、この原理原則のところをちゃんとしないといけないというふうに思っております。

まず、2つ私は視点があると思います。1つは、それこそ先ほど松尾議員もおっしゃいましたように、今まで国のため、地域のため、家族のため一生懸命頑張ってきたいただいた長寿者、私たちの先輩たちに、年をとったからといって肩身の狭い、つらい思いをさせたいいけないと、この視点をまずちゃんと持つべきであると思っています。

それから2つ目が、今度は我々の側です。我々の側が、だれでも年はとるわけですね。いずれ我が身、つまり他人事ではないわけです。こういう視点をちゃんと持ってこの問題を考えたら、おのずと答えが出てくるものだというふうに私は思っております。

もう少し申し上げますと、この制度で特に今問題になっておりますのは低所得者ですね、こういう方による負担がかえってかかり過ぎているんじゃないかとか、あるいはもう1つは、後期高齢者というネーミングといえますか、このもの自体が人生の終末を感知するような

ネーミングのつけ方じゃないかと、うば捨て山だとか、そういう問題があります。

政府も少しずつ改善の努力はしておられると思いますが、私自身まだまだ不十分だと思っております。これを廃止するか、改正、改善という方法でいくのかと、手法的には2つ大別すればあると思うんですが、私は市長の立場として、個人的には考えを持っておりますが、この場ではどちらがいいということは申しませんが、いずれにしても、今のままでは高齢者が非常に肩身の狭い思いをされると、こういうことだと思いますので、政府のほうでもいい方向に持って行っていただきたいというふうに思っております。

それから、新幹線長崎ルートの問題ですが、私はかねがね長崎本線の存続の可能性のある限り、問題が終わりましたのでもう少し突っ込んで言いますと、「長崎ルートが建設できないという可能性がある限り、私は最後まで頑張ります」ということを申し上げましたが、現実的に判断を私はしてみたところ、物事にゼロと、可能性がゼロということはないでしょうけど、極めてこのことがもとに戻る可能性というのは低いというふうに私は判断をしております。

以下のことは、すべてこの判断をもとに今やっているということであります。

それから、この運動終結の宣言をしたと。これは市民の皆様へメッセージを差し上げましたが、その中でも申し上げておりますように、一個人としての考えは、今長崎ルート、あるいは三者基本合意案、こういうものに私は反対という立場に変わりはありませんが、市長として、一市民として、一議員としてされる分は、私はいいと思うんですが、やっぱり市長というのは、国、県とめったなことでは対峙するべきではないと思っております。ただ、この新幹線問題は、我々長崎本線がなくなるかもわからんと、そういう危急存亡の問題でありましたので、私はあえて対峙をしながらやってまいりましたが、そうそういつもがちゃがちゃがちゃがちゃやりよって、鹿島のためになるのか、あるいは鹿島市民のためになるのかと、こういうことも私は判断を今しておるところであります。

いろいろ市民の皆さんの中にも、議員の皆さんの中にもお考えあられると思っておりますけど、私が今やっていることというのは、議会の皆さん、あるいは市民の皆さんの大多数は、まあ仕方ないかと、これしかないかというふうなことを受けとめていただいているというふうに私は思っております。

それから、江北町長の件ですが、確かに江北町長は立派な方でありまして、ただ、江北町長も平成21年度の本格予算がつくまでというふうなことも言うておられますので、やはり考え方というのは、そう大きな違いはなかろうと。ただ、江北町の実情、鹿島市の実情、あるいは市長選挙の時期、町長選挙の時期、こういうものが絡んで時期がずれているんだというふうに私は考えております。

それから、知事に会ったことを知りませんでしたということですが、これは県のほうから、県がいいと言うまで公表を差し控えておいてくれということでしたので、そのようにした

けです。今までも必ず県と話し合いをする場合、あるいはJRと話をする場合、こういうときには相手と、まずトップ同士話し合いまして、公表をしましょうか、しますまいかと、私は公表したいと思えますけど、こういうのを必ず双方で確認をとってから公表ということをしてきております。こっちが勝手に公表したということはありません。今回の場合も、今回は県の意向として、県がいろいろ準備もあるので、またやり方の整理等もあるので、公表は県がゴーサイン出すまでは控えておってくれということでしたからそうしたまでのことあります。

それから、振興策であります、これは原理原則をちょっと話しせにやいけません、私たちは執行部であります。議会はそれをチェックする機関であります。執行部というのは、十分に市民の意見を聞いて、そしてたたき台の素案をつくり、そして議会に諮ります。議会はそれをチェックされます。そういうことですので、その原理原則にのっとって私はやり、そして執行部として案をつくり、それを議会に報告をし、そして議会からいろいろな意見を賜りまして、そして、これはやはり議会の意見も取り入れたほうがいいという判断をすれば取り入れる。そうでない場合は取り入れないと、こういうことありますので、私は議会を無視したりなんかということは決してしておりません。

**○議長（橋爪 敏君）**

藤家建設環境部長。

**○建設環境部長（藤家敏昭君）**

松尾議員の市営住宅入居状況の改善の質問についてお答えをいたしたいと思えます。

先ほど言われましたように、市営住宅に入居される方は条例規則で定めておりますとおり、保証人は必要でございます。当市の場合、基本的な入居期間を3年と定めておりまして、この3年ごとの入居更新の折に、その都度保証人の証明書類等も提出いただいております。現在の制度につきましては、住宅管理の上で保証人さんは必要だということは認識をいたしております。あくまでも公営住宅にあっても、賃貸住宅の形式をとっておりまして、そこには当然家賃という債権が発生をするわけでございます。この市営住宅において保証人さんの役割は、主には家賃を滞納した場合、連携して責任を負ってもらうというふうなことでございますが、そのほかにも入居者の方に何らかのトラブル、あるいは不測の事態等が起きたときの連絡先ということになっている場合もございまして、保証人が必要ないとは考えておりません。

ただ、先ほど言われましたように、どうしても保証人についてというふうなことでお願いされる方が見つからない、また、特に滞納等もなく問題がないと言われる方はおっしゃいましたけれども、私たちも3年ごとの保証人さんについては、提出される方も多うございまして、一番懸念をしているのが公平性というのが一番気にかかるところではございますけれども、管理をしていく上での問題点、また運用なども含めて研究をさせていただきたいとい

うことを思っております。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

私のほうからは、2番目の交通網の整備のことについてお答えをいたします。

議員も御存じのとおり、日曜日の運行については今のところ見合わせているところでございます。今鹿島市内を走っているバスに対する補助は大きく言って2つに分かれております。1つは、国とか県の補助で走っております佐賀とか武雄とか嬉野、太良のほうに行く鹿島市とほかの地域とを結ぶ、この路線でございます。これを生活交通路線と呼んでいるわけですが、この補助の部分と、それから、いわゆる廃止路線代替バスと言われている部分です。これは北鹿島の新笹でありますとか、大野、広平という能古見のほうに走っているバスでございます。

これの国、県の補助に対する赤字補てんといいますか、事業者の赤字を2分の1程度補てんしている部分もまだ、合わせまして今、鹿島市で金のことを言って申しわけないですけど、17,000千円ほど支出をしております。20,000千円を超えない範囲の中で、この補助を何とか維持していこうというのが今の鹿島市の考えでありまして、日曜日まで運行するととても無理と。それから運行本数も調整をしながら、事業者と相談をして、この範囲内で何とか今やっているところでございます。

ただ、議員指摘のとおり、今交通事情というのは、今までバスの走っていた路線のところと、それから新たな需要の出てきた部分とございます。これまで公共交通については一体的な考え方といいますか、1つの方法で全市的に網羅をしていくというやり方をしておりましてけれども、いろんな方法がある。といいますのは、タクシーを利用しますとか、小さな範囲で巡回バスを走らせるとか、注文に応じて来るようなタクシー、またはバスを利用するとか、もう議員御存じのとおり、いろんな方法が今全国で試験的に展開されてみたり、本格的な導入をされていたりしております。鹿島市の中でも、そういった全体像を考えていくために協議会の立ち上げを今準備を進めているところでございます。これにつきましては、さきの12月議会から御報告を20年度には立ち上げたいということで答弁もさせていただいてきたところですが、いよいよその準備に今かかっているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

後期高齢者医療制度の市長の考えというのは、市長個人的にはいろいろあるんですけどということですが、やっぱり今確かに市長ですから、契約に対してのいろんな問題もあるかもわ

かりませんが、ここはというときには、やっぱりはっきり意思を表示していただきたいと思いますね。例えば、この問題については、先ほども言いましたが、全国の医師会などもいろいろ取り組みもしておりますが、例えば、佐賀県の医師会ですね、これは私たちのところとの医師会との懇談会をしたときの会長さんの発言ですが、制度面では75歳を過ぎるとさまざまな病気にかかるというのは、日医総研のデータとしてあると。そこで日本医師会は全額国庫負担だと提言をしている。ところが、政府はその提言を悪用、逆手にとって国庫負担を大幅に減らし、国民や受益者、つまり高齢者ですね、この負担をふやすというひどい制度に変質させてしまったと、こういうことを医師会の会長さんおっしゃっていますね。それから、医療面では国民皆保険制度が崩されると。私たちは憲法25条を守る立場で仕事をしているし、アメリカ型ではなくヨーロッパ型の医療を考えている。主治医制度はフリーアクセスを阻害するものになるし、医療費総枠制だと必要な治療ができないと。つまり今度の制度が一人一人主治医を決めて、ほかのところにはかかれないような、そういう対応ということですが、それに対しても、今度の制度の中で医師会としてはやっぱり許せないというふうなことです。ここでヨーロッパ型の医療というのが出てきましたが、日本の医療費はGDP比でヨーロッパに比べて余りにも低過ぎると言われています。大企業もヨーロッパ並みの負担をし、税金の使い方を暮らしや福祉、医療を優先にすれば、高齢者や国民の負担増なしでも十分にやっていけるということを私たちは常に訴えているわけですが、佐賀県の医師会もそういう立場で、この後期高齢者医療制度については取り組んでいらっしゃいますので、やっぱり市長も本当に市民の暮らし、命を守る立場に立って、やっぱり新幹線で見せていただいたような、そういう対応をしていくということをお願いして、もういろいろ言っておりますとこれだけで長くなりますので、次に行きたいと思います。

まず、後期高齢者医療制度ですが、保険料の問題ですね。この保険料については、本当に今4月、年金から天引きをされて多くの人たちが驚かれております。

まずお尋ねをしたいのは、後期高齢者対象者の数、それから今まで扶養されていた家族の人が単独保険に加入をされた人たちがどれくらい。それから現役、つまり75歳以上の人でまだ雇用をされたり、みずから収入を得ていらっしゃる人、その方たちがどれくらいかということをお尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

4月11日現在で、この後期高齢者の被保険者、対象者ですね、これが4,512名というふうになっております。

それから、4月に特別徴収の対象者となった方、この方たちが2,982名になっております。

あと、それから被用者保険の方ですね、被用者保険の方が約1,000名おられますけれども、そのうちに被用者保険の御本人さんですね、75歳であっても現役の方、この方たちが約60名おられます。あとの940名ぐらいが被用者保険の被扶養者という形ですね。この方たちは10月からの特別徴収対象者という形になります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

保険料のことでお尋ねしたいと思いますが、これまで12月議会、3月議会でも取り上げてきましたが、全体的に安くなるんだというふうな答弁がなされてきたわけですね。それで、いろいろ全国的な状況、また鹿島でもそうですが、見ておりますと、私たちは、低所得者の人は割引制度があるからということ、じゃあ30千円か40千円ぐらいの年金しか取られていない人たちは、その対象になれば減額されてくるんだなというような、そのくらいの安易な考えしか持っておられません。ところが、現実的になってきて驚いたのは、所得というのは1つの世帯にいたならば、単独で保険に後期高齢者制度に加入したにしても、所得は家族の所得が入ってくるので、所得額は多いということで、実質的には減額の制度は何もないというような、そういうことで驚かれているというような、私も驚いていますがね。

例えば、現実には申し上げますと、ある男性の方がおっしゃいました。うちはおふくろが年金を取っているけど今まで幾らもらっているか見たことがなかったと。ところが、こういう事態になったので見せてくれと言って見たら、30千円の年金だそうです。この方が引かれているのが介護保険と後期高齢者医療を合わせて10千円だそうですね、10千円。結局30千円から10千円、20千円しか残らないけどね。この方がおっしゃるには、うちは何とか家族一緒に生活しているので、生活分は何かなるけれども、やっぱりそれだけ高齢者であろうとも必要で計画を立ててやっていたのに、余りにもひどいじゃないかというようなことをおっしゃっていました。私は非常に心配をするのは、同じ扶養に入れていても同居されていない方もあるわけでしょう、扶養に入れておってもですね。そうなりますと、生活費なんていうのは全くもう、それでなくても削りに削って頑張っていらっしゃる高齢者の人たちが生活できないと、そういう不安から制度が始まってすぐ、ほかの県ですが、自殺者が出るなどというような、そういうこともありました。そういう状況になっておりますが、そういう実態をどうとらえていらっしゃるのか、これは何とかしないと、家族総所得でということになりますと、これはもう大変なことだと思いますが、そういう人たちというのはどれくらいいらっしゃるのでしょうかね、わかりますか。わからないなら、そういうのに対してどう対応していくのか。このままほったらかしておられると、それこそ大変です。

○議長（橋爪 敏君）



岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

まず、政府のほうでは、この低所得者に対する軽減措置ですね、現行は7割、5割、2割という軽減率がございますですね。それを、まだはっきりしませんけれども、軽減率を9割まで持っていこうというようなことが検討されておるようです。

それから、もう1つ、これは応益割ですね、それから応能割、所得割に係る保険料、これも2,000千円以下の分については、もう少し検討をしようと、軽減のときですね。そういう検討がなされているというふうに思っております。

それで、この世帯主の保険料の計算をするときに、先ほど議員がおっしゃいましたように、保険料を計算するときに、後期高齢に行かれた、その方だけの所得を見るのじゃなくて、世帯主の所得まで含んで軽減判定をするというふうになっております。

移られた方は、世帯主だったらその人単独という形になりますけれども、そうじゃなかった場合、世帯主の方の所得まで含めて軽減判定をするという形になりますので、単独だったら7割で1万4,200円ぐらいの保険料でいいのが、47,400円というような形にもなってまいります。

ただ、このことを考える場合に、こういう制度は後期高齢に限った問題ではございません。国保についても2世帯主、国保の被保険者じゃなくて、ほかの社会保険にかたっても、世帯主がそういうことであれば、世帯主の所得も含めて、国保の制度としてもそういうことがあります。

それから、もう1つ考えておかないといけないのは、結局住民税とか所得税、こういうときに扶養の控除がございます。現行380千円になっておると思いますけれども、生計を一にしておるから扶養にとられるのであって、そいけん、380千円の控除がありますので、所得税の率でいきますと10%から37%ぐらいあるですね、そいぎ38千円ぐらいから控除になるわけですね。そういうこともあわせて考える必要があるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

理屈ですよ、理屈。何か税金の控除もあるから云々と、今までは後期高齢者医療制度なんてなかったから、年寄りの人たちが幾ら家族とおっても自分の年金をもらっている。それも高額じゃないですよ、わずかな年金をもらって、自分の楽しみや、また孫たちに云々したり、あるときは生活費に入れるところもあるでしょう、家族とあるところはね。そうされていたのが、この制度ができたばかりにそういう形になってきたわけですよ。そして、先ほど

軽減措置がいろいろありますということですが、ありますということですが、家族で総額ですということになれば、軽減の対象になるのはどれくらいですか。家族の所得までということになりますと、ほとんどひとり暮らしの人だけでしょう、わずかな年金取られている人の軽減措置が該当するというのはほんのわずかだと思いますが、今そういうお答えが非常に現実離れしたお答えだったと思いますので、果たして軽減措置の対象になっている人がどれくらいですか、お尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

鹿島市の場合で言います。これ当初の賦課分でいいますと、7割軽減の方ですね、これが4割。それから、5割軽減の方が3%、2割軽減の方が5%、合わせますと軽減対象者が63%という形になっております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

あとはまた後で聞きたいと思いますが、特に先ほども申しましたが、安くなるんだということはずっと言われてきたわけですが、国会なんかの取り上げの中でも、現実的には安くなるより負担増のほうが多かったというような数字的なので示されたと思いますが、ごらんになっていると思いますがね。保険料が高くなったというのが42%ぐらいあったということで聞いておりますが、これは調査の仕方、計算の仕方、安くなるか高くなるかということになるとは思いますが、現実的な問題として計算をした場合に、高くなったという、高いほうが多いという数字が出ていますが、数字は要りませんが、鹿島市においては、その辺については現実的にはどうなんですか。盛んに安くなる、安くなると聞いてきましたが、鹿島市だけ特別じゃないと思いますので、その辺についてお尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

御存じのように、6月が本賦課の時期になります。それで、まだそのデータが持ち合わせておりません。はっきりしたことは言えません。ただ、概略的に見ますと、鹿島の場合では国保と対比した場合には、大体減少になる方が多いだろうという見込みをしております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

具体的にしないで、鹿島の場合は減少になる方は多いだろうという、そのところはまだしていないのでわかりませんならわかりませんでとめてくださいよ。国がそうだったんでしょ、結局、何で安くなるのかというのが出てきたかということ、結局すべての高齢者の人、土地家屋などの資産があると仮定しながら計算をしたというようなことで、そういうことで食い違ってきたわけでしょう。だから、わからんならわからんでいいんですよ、出てからにしてくださいよ。

次に行きたいと思います。

もう1つは、4月に天引きされていました。これで苦情の多かったのが、つまり、幾ら引かれておったねと聞いたら、引かれとらんばいということですね。ああ、そうねと、なしやろかということで、あいどん前よりか少なかったというふうな。つまり、御存じと思いますが、例えば、水道料だとか電気代だとか、いろいろ口座から直接引かれるものについては記載をされるわけですね。ところが、この後期高齢者医療制度の保険料については記載がされないという状況ですね。だから、わからない高齢者の人は引かれとらんやっぱいというふうなことでね。つまり、これが書かれて引かれるとなったら、もっと目の前に見せつけられますから不満も怒りも大きいでしょう。そういうのをさせないためだったのかどうかはわかりませんが、どうして書けないのかですね、どうして書けないのか。ちゃんとやっぱり引いた分は書くべきだと思いますが、その辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

御本人さんの通帳に年金を振り込む場合に、確かに介護保険料が幾ら、後期高齢者保険料が幾らというふうな書き方はしていないようですね。

それで、社会保険庁に聞いてみますと、振り込む前に年金の振込通知を出すと。その通知書には年金から幾ら引かれますという形で通知をしていると。そして、その額が変わるごとに通知をします。ただ、変わらない場合は通知をしないというようなシステムになっておるようでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

そういうシステムになっているんですが、それは許せないんですよ、皆さんが許せないわけですよ。やっぱり引かれた分は何ということに記帳をすべきだと思うんですよ。結局事務側、例えば、銀行なり郵便局もそうでしょう、金融機関にそういうことをすれば手数料も取られるというようなこともあるのかなと思いますが、そういうことかもわかりませんが、

やはりこれについては、私は記帳をするように改善をすべきだと思いますが、そういう面については、ぜひ執行部のほうからも上に物を申し込みたい。これは国で決まったことかも知れませんが、それをしていただくということを私は——あと答弁は要りません。

次です。次は後期高齢者支援金の問題ですね。

まず、後期高齢者支援金についてはどういうシステムで徴収されるのか、まずお尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

後期高齢者の支援金ですね、これは各医療保険者が従業員なり、国民健康保険でいいますと被保険者ですね、この方たちからいただいて、それを集めて社会保険庁のほうに納付をするという形になっております。したがって、国民健康保険でいえば、保険税の中に後期高齢者支援分という形で明記をして、おいただきをするという形にしております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

もう少し実態を言ってもらいたかったのですが、つまりこの保険者、各保険者ですね、これは現役、働いている人たちだけじゃないと。ゼロ歳から74歳までですね。もうこれ1つとっても、収入のない子供から74歳までが、この支援金を払う義務が課せられるわけですね。これはもう本当に大きな金額になると思いますが、特に後期高齢者支援金調整率などというのが掛けられてきますが、例えば、これは基礎の金額は40千円ぐらいに家族の被保険者の人数分、それに調整率というのが掛けられていくわけですが、この調整率というのはどうして出されるんですか。後期高齢者支援金調整率というのがどういう形ではじき出されるのか。鹿島市の場合は、その数字はもう決まっているのかどうなっているのか、その辺についてお尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

まず、ゼロ歳から74歳までに、その分を賦課されるということですが、理屈的にはそうなるのかなと思いますけれども、国民健康保険だったら、被保険者のお一人お一人に均等割というのにかかるわけですね、ゼロ歳から74歳まで。当然そこに直接的に賦課

が対象になります。ところが、被用者保険ですね、これは被用者保険は、大体勤め人さんの報酬月額に対して政管健保だったら8.8%とか、そういう率で掛けるわけですね。ここは今までと変わらんわけです。それで、この支援金をはじく場合に、それぞれの医療保険者の被保険者数、日本全国で幾らあって、それに対して国保だったら国保の何人というのがわかるですね。それで、その支援金の総額に対して、その率で案分をして負担をするという形になるということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今のは聞いておって余りわかりませんので、端的に言います。国保だけでいいです。支援金が鹿島市全体で幾ら徴収される予定なんですか。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

407,000千円程度になるというふうに見込んでおります。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

結局これは新たに後期高齢者支援金として取られるわけで、407,000千円市民が余計負担をするということになるわけですよ。そうじゃないんですか。407,000千円、これは支援金として何を含めて言ったんですか、私は国保だけで支援金の分としてどれだけですかとっています。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

この後期高齢者医療制度というのは、今まであった老人保健制度、これにかわるものですね。それで、従来は老人保健拠出金と言って、19年度の決算で言いますと629,000千円ぐらいかな、鹿島の国保で納めております。それに対する分が407,000千円という形になるですね、そういう形になります。その差額は何かと言うと、国保で75歳以上の方が国民健康保険料を納めよんさったわけですよ、2億幾らですね。それが後期高齢者に移行されるものから、そこでその負担分は、保険税で負担しとんさったとは向こうの保険料で支払っていただくという形になるわけです。そいけん、ほとんどそんなに変わりはない、総額としては変

わりないかなという感じは持っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

私の頭では理解できませんが、支援金として新たに取りられるということですから、この分はこの分で、私は生じてくるだろうなということで、私の理解がおかしかったら、また改めて、もう時間ありませんからこの辺でとめますが、その辺についてはまた後で勉強でもさせてください。どうも理解できません。

次です。けさ、私ちょうど出かけるときテレビを入れておいたら、入院中に後期高齢者に移行した場合に医療費が倍になるという、皆さんももう御存じだと思いますが、もう大体そのことをきょう聞こうかねと思いよったら、テレビが「ほっとけない」と言ってみのさんがやっていました。たまたまこの方は、5月19日まで前期高齢者と言われる方だったのが、入院中に20日から後期高齢者となったために、実際は、今までは全体の1割でよかったので、その分でいいと思っておいたら、20日から後期高齢者になって、今度はそれに対する——ごめんなさい、前期の場合は限度額が幾らと決まっておるですね。それでよかったのが、今度は後期になったら1割負担せんばらん、それを合わせた分をせんばらんで、医療費が2倍になったという、まさに「ほっとけない」というような番組があっておりました。

このことについては、参議院の委員会の中でも共産党の井上議員が取り上げておりましたので、私も現実的にこれはほっとけないと思ひまして質問しようと思ひましたが、こういう現実をどうしていくのかですね。やっぱり大変ですよ、だから病院に入院するのもその辺を計算しながら、もうあしたから75歳になるけんが、ちょっと出んばいかんというような、それがねらいかもわかりませんが、そういう今のあり方、これに対してどう対応しようと思ひますか、そのまま払わんぎどがんしゅうなかとおっしゃるのかどうか。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

テレビを見ておりませんのでよくわかりませんが、多分そのことは課税所得が1,450千円で、70歳以上のお年寄りの方が単独やった場合、そのときの収入が3,830千円以上あれば、これは3割負担になるんですね。複数の場合は5,200千円以上、そういう負担の1割とか3割を区分するとき、そういう基準がございます。国のほうの答弁を見ますと、後期高齢者に移った場合に、今までは奥さんと2人連れやったけんが1割でよかったばってん、移ったときに、だんなさん1人で3,830千円を超えておったということになったら3割になるんですね。そこは制度のやっぱり矛盾だと、私もそういうふう考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

限度額云々ということですけど、後期高齢者に入った途端に、一部負担金が再びゼロから出発するような、そういう仕組みになっているのでこういうことだという内容ですね、一緒に勉強しましょう。

それから、もう1つです。ちょっと急ぎますが、病院にかかって、1人1病院ですね、主治医が決められるということで、私はここに後期高齢者診療計画書なるものを持ってきました。ある方がある病院に行かれたら、あんたはうちの病院で診ますよと、病院の名前が書かれて、病名が書かれて、そしてスケジュールが書かれる。ただ、緊急な場合には、ここここには行ってよかばんだというような、こういうのがつくられておるわけですね。こういうやり方には、佐賀県の医師会は反対だと言いながらも、こういう状況の中ですから、患者を確保しておかんと病院がどがんなっかわからんというふうな状況もありますから、こういうのがされていると思いますが、鹿島市の実態というのはどうなんでしょうか。わからんやったらいいです。わかっておったら、時間がありませんので簡単に。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

後期高齢者診療料を選択している市内の病院、これは3院あるというふうに思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

まだあと高額医療費の支払いの問題とかいろいろあるんですが、ちょっと時間が足りそうにありません。結局、後期高齢者医療制度は、今いろいろ、ほんの一部ですね、論議したのは。これを見ても、矛盾点もいっぱいあると思うんですよね。特にわずかな収入しかない高齢者の人たちですね、この人たちは大変だと思います。特に今度の目的というのは、今の高齢者もですけど、最大の導入が働く世代、今団塊の世代などと言われておりますが、そういう人たちが75歳の年齢になったときには一気に膨れ上がってくるということで、そういうことで、やっぱりならしておかんといかんというふうなことが言われながら、こういう制度が導入されたというようなことも言われているわけですね。

今一つ一つ検証してみますと、後期高齢者という、その本質といいますかね、それが本当にくっきりと出てきたんじゃないかと思います。

これは共産党の小池参議院議員が、国会の中で、日本では77歳、88歳、99歳とかいって長寿のお祝いをしてきたと、敬老をすごく重んじた、そういう文化があるときに、こういうことは許せないんだということを申しましたけど、まさにそのとおりだと思うんですよ。だから、高齢者に対する考え方、今はもう要らんばいと、金はかけんでよかと。例えば、終末契約書の問題とかなんとか論議すれば明らかになると思いますが、早う死ねばよかとか、終末の契約ば病院にさせれば御褒美のお金を幾らかやるとか、そういう制度もいっぱい隠されたものもありますが、やっぱり私たちは、そういう本質をしっかりと見抜きながら、今度の制度が何なのかということをやっぴり十分に理解した上で、今、国会では廃止のためにどうするかということで論議がされていると思いますが、ぜひ廃止に向かって頑張ってもらいたいと思いますし、もちろん私たちも頑張ります。特に市長も、私は市長やけん言えんじゃなくて、こういういろんな矛盾とか問題がある。あなたにもかかってくるでしょう、だれでもかかってくるよ。そういう立場に立って、ぜひ取り組みをしていただきたいということを申し上げまして、時間になりましたので終わりたいと思います。

以上です。

**○議長（橋爪 敏君）**

以上で14番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時30分から再開します。

午前11時21分 休憩

午前11時30分 再開

**○議長（橋爪 敏君）**

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、8番議員福井正君。

**○8番（福井 正君）**

おはようございます。こんにちはになりますかね。8番議員福井正でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、鹿島市のまちづくりと、これからの交通体系について質問をいたします。

鹿島市の交通体系を見たときに、現在は長崎本線と3本の国道、県道、市道がございます。長崎本線は10年後にディーゼル車両に変わる予定であります。1日10本と言われる特急を除きますと、博多ー長崎まで直接行けない状態となります。現在、普通電車でも博多ー長崎に行くことはできますけれども、果たしてこれが佐賀まで直行運転ができるのか、私には不明な点がございます。10年後以降の市民の利便性を確保するための努力として、鉄道をできるだけ現在の形で残す必要があると思っております。

また、高規格道路の早期整備、長崎道とのアクセスの整備、国道、県道、市道の整備が、将来市民が安全・安心して使用でき、エネルギー効率と輸送能力を高める手段としての交通



体系整備が必要だと思っております。

まず、長崎本線について質問いたします。

4月28日、嬉野市で長崎新幹線着工式典があり着工されました。私自身は今後の財源問題等でスムーズに工事が進むのか、まだ疑問に思っておりますけれども、いずれにしろ着工という現実を受けとめた上で今後の鹿島のまちづくりを考えなければならないと、そういうふうに思っております。

未来の鹿島の人々のために何とか鉄道を残すための努力を、現状の形をできるだけ残すようにすることが私たちの責務ではないか、そのように考えております。

昨年10月、総務建設環境委員会で青森県南部町を視察研修いたしました。東北新幹線開業後の三セク鉄道、青い森鉄道の視察研修でございましたけれども、新幹線開業まで特急が1日24本停車していた南部町三戸駅を視察いたしました。その影響につきまして、南部町役場、南部町商工会の方の説明を受け、駅周辺を視察いたしました。駅前商店街は旅館と衣料品店を除きほとんどが廃業、駅舎の売店、トラックターミナル、タクシーも利用客が激減、まさに壊滅状態というふうになっていたという状況でございます。

肥前鹿島駅周辺が南部町と同じようになる可能性があるということを心配しております。長崎本線を現状のまま残してほしいという思いで存続を願って運動してまいりました。

6月1日付の鹿島市報と今回冒頭の演告で、新幹線長崎ルート問題について、市長メッセージで心情を述べておられます。また、今議会の演告でも同じように述べられました。

平成3年に長崎本線経営分離問題が発生して以来17年間、市長として、あの重圧の中でよく頑張ってきたらと思っております。当初、経営分離区間は、肥薩おれんじ鉄道と同じ地元も負担する三セク鉄道でありました。17年後、上下分離方式で鹿島市の負担はなくなるということで決着をいたしました。これは市長を初めとする市民の思いと行動がこのような結果を生んだことだと思っております。

3月26日に新幹線長崎ルートの着工認可がなされた時点で、鹿島市としての運動は事実上できなくなってしまいました。このことで市長として現実的に対応し、鹿島市の振興を図らなければならないことは理論上理解できることであります。

市報の中で、どこかの国の大統領の言葉を引用され、「今まで両国の歴史が記載してあるページを破り捨てることはできません。しかし、ページをめくることはできるはずです」と書かれています。市民として今後は鹿島市のためにどうすることが一番よいのかということは政治理論として理解しておられると思います。ただ、心情としては、ページをめくる心境になかなかない方もおられると思います。

理不尽さ、ある意味ではむなしさを感じておられる市民がおられると思います。市長として我々市民以上に悔しさをむなしさを感じておられることは理解しております。市長としてこれらの方々に市長の心情を市長の言葉でいま一度説明をしていただきたいと思います。

今後の長崎本線の運行について具体的にお尋ねいたします。

あと30年線路は残ることになっております。ディーゼル列車に変わることで高速交通機関としては、やや後退した交通機関となります。この現実を見据え、できるだけ電車のままで長崎本線を残し、博多ー長崎まで直行できる列車を残す努力をすることが鹿島市の振興につながるのだと思っております。

鹿島市民や鹿島市議会の頑張りがJRによる20年間の運行という結果になったことは評価いたしております。財政問題やJR九州の方針変更、県の考えが変わることがないのか、それが本当に保障されるものなのかということについて市長の考えをお尋ねいたします。

次に、3月議会の松田議員の質問に対する答弁で、「長崎ルート着工後の新しいまちづくりへ、市民の気持ちをそこに結集していく」と発言をされております。市長として鉄道を活用したまちづくりをどのように考えておられるのか、駅舎及び駅周辺整備についてどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

次に、長崎本線存続期成会は20年度も200千円の予算づけがなされております。鹿島市と江北町が存続を願って期成会を構成し頑張ってきました。長崎新幹線着工を受けて今後期成会をどのようになされるのかお尋ねいたします。

ちなみに、今月8日をもちまして長崎本線存続期成会のホームページ、これが閉鎖をされておりました。私もたまたまそこにアクセスいたしましたけれども、8日をもって閉鎖ということとなっております。この理由についてもお尋ねいたします。

次に、道路整備についてお尋ねいたします。

ガソリン、軽油の暫定税率復活、原油高騰による燃料価格の高騰は市民生活に多大な影響があります。できるだけ車に乗らずに歩く、自転車を利用するなどの自衛策を市民の方々はなされています。私も実は40年ぶりに自転車に乗ってみました。走っておりますと道路に自転車走行に危険な箇所が非常に多いということに気づきました。これは歩行者にとっても同じことでございます。私自身、自動車社会にどっぷりとつかっております、そのことに気づかなかったということで大変反省をいたしております。

鹿島市の道路状況は207号バイパス整備が進捗いたしております。10年度には百貫橋から白石町室島まで4車線化が完成の予定でございます。また、市道野島、鮎越線など市道整備が行われております。

交通弱者対策として、鉄道の確保、公共交通の充実など必要だと思います。その対策としての今後の道路整備の取り組みを質問いたします。

まず、市道整備について質問いたします。

市道は、主要市道として野島～鮎越線、辺地道路として市道中川内～広平線、単独市道整備事業として横田～久保堤線、地域密着型市道改修事業などに取り組んでおられます。

道路整備について、以前の一般質問で、乙丸～吹上線、国道207号——旧207号の整備、県

道鹿島～嬉野線等について質問いたしました。いずれも予算問題等で実現困難であるという答弁でございました。ただ、今後の市街地の交通渋滞、交通事故の増加等を考えますと、市街地の市道整備の必要性が増大してくると思います。特に御神松ニュータウン周辺の交通混雑、それに伴う接触事故等が増加しつつあり、これらの対策が急がれる状況でございます。また、中心市街地にも歩道等が未整備の市道がございますが、これらについてどのように取り組まれるのか、基本的小お考えをお尋ねいたします。

次に、旧207号、中牟田地区、小舟津地区、浜、七浦など未整備区間がまだございます。旧207号は、バイパス完成にもかかわらず特に大型トラックの通行はバイパス完成以前と比較して減少していないと思います。これはバイパスの距離が約2キロ長いということと、坂道になっているということが原因だと考えられます。ここは生活道路でもありますし、この通行の危険性についての対策が必要だと思います。この未整備区間について今後の整備計画がどのようになっているのか、国、県の計画がどのような状況なのかについてお尋ねいたします。

次に、有明海沿岸道路整備について質問いたします。

地域高規格道路の有明海沿岸道路は、大牟田－柳川間の整備が進み、橋脚の地盤沈下で道路のかさ上げ工事が行われておりまして、ややおこなれているということでございますが、順調に推移いたしております。大牟田－大川西までは20年、今年度供用開始がされるということです。整備区間でございます福富～鹿島道路の白石町室島までの路線が建設区間となる見通しについて現在の状況がどのようになっているのか、また、いつごろ完成予定なのかについてお尋ねいたします。

また、室島から西葉までは207号バイパスでつなぐことになっております。鹿島の産業、観光にとって諫早までの高規格道路の整備が必要だと思いますが、これらについてどのように取り組みされるのか、お尋ねいたします。

次に、長崎道へのアクセスということについて質問いたします。

現在、最短で行けるインターチェンジは嬉野インターでございます。約20分で行くことができます。また、武雄北方インターまでは25分から30分でございます。これを10分以内で行けるようにするというので、農水産物の輸送、観光産業や企業誘致、産業の活性化に寄与すると思います。

以前、並行在来線の見返りとして佐賀県提示の活性化策として、国道498号線の高規格道路計画がございました。ただ、これは北鹿島地区百貫から武雄市檜崎までを結ぶという計画でございまして、直接長崎道に結ぶ計画ではございませんでした。この長崎道とのアクセスの整備について市としてどのように今後取り組んでいかれるのかについて質問いたします。

次に、広域農道としての太良町側の整備状況について質問いたします。これはあくまでも太良町側のことでございますので、鹿島市の整備計画ではございませんけれども、やはり将

来的に観光産業面で太良町との連携というのは必要だと思いますので、あえて質問いたします。

広域農道は22年度までの完成を目指して工事中でございます。207号バイパスと結ぶ市道も整備されることになっております。太良町から先の長崎県側は曲がりくねった道路となっております。私も何回か走りましたけれども、非常に使い勝手が悪い道路でございます。

太良町は207号と結ぶ道路整備がおくれております。私も先日広域農道を走ってまいりましたけれども、農道から太良町におりる道路が非常に狭いところがあったりしまして非常に行きにくかったということでございます。このことについて、これは太良町の問題ですから、鹿島に質問するのは筋違いかと思えますけれども、今後鹿島と太良の連携を考えましたときに、これは太良町及び長崎県と連携して整備をしていくことが必要だと思いますけれども、そのことについての質問をいたします。

次に、財源問題でございます。

福田内閣の閣議決定で道路特定財源が21年度から一般財源化されることになりました。このことは私も賛成でございます。ただ、鹿島の住民の移動手段を考えましたときに、鉄道、バス、主流は乗用車でございます。また、畜産物や工業製品の物流にとって道路整備の重要性は大きいものがございます。この一般財源化が鹿島市にとって道路整備にどのような影響があるのか、鹿島市が必要としている道路整備が可能なのか、また、細部に関しては発表はございませんのでわかりませんが、20年度の道路特定財源について3月議会で私質問いたしましたけれども、大体年間80,000千円程度だということだったと思えますけれども、これがどの程度の影響となるのか、また、有明海沿岸道路、国県市道の整備への影響についてお尋ねをいたします。また、21年度以降の情報があるかについても質問いたします。

また、鹿島市財政健全化計画は平成23年度で終了します。以前の審議の過程で健全化計画達成後は新たな起債発行も可能となるということだったと思えますけれども、今後の交通インフラ整備に使うとしてどの程度の起債発行が可能なのかについてお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

長崎ルート問題について、私の心情をということではありますが、この長崎本線存続につきましては、いわばあえて国と県と対峙をしてでも長崎本線を現状のまま守ると、これは相当の価値があるということで私は反対をしましてまいりました。今回のような決着の仕方には到底納得はしておりません。また、市民の皆さんの心情としては、少なくとも理屈としてはある程度の整理はできつつあられると思えますが、心情としてはやはりむなしさ、悔しさというものをまだ感じておられるというふうに思っております。また、あくまでも反対を貫いてい

くべきじゃないか、また、きょうの御質問もありますが、そういう意見の方もおられることも十分承知をしております。ただ、市長としては、先ほども言いましたように、鹿島市として、あるいは鹿島市民として現状を踏まえて考えた場合にどういうことをやっていかなければならないかという、そういう判断に基づいて私は今やっております。ここで立ちどまるわけにはいかないわけですので、現実を踏まえて力強く次の時代に向けて再始動をしなければならないというふうに思っております。

また、多くの県内外の人、特に——特にといいますか、全国から、あるいは県内からいろんな励ましの手紙、メールが今来ております。そういう中で、やはりこういうことに立ち至っても鹿島市民はあれだけのことをやってきたので必ずまた再生といいますか、立派なまちにできますよと、信じていますと、こういう皆さんの温かいお言葉もいただいております。私自身もいろんな場で今までの鹿島市民と一緒にやってきた、こういう方たちのことを思うと、必ず私はこういうすばらしい市民というのは、よそと比べるとというわけじゃないですけど、日本一の鹿島市民だと思っておりますし、必ず頑張ってくれるというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

私のほうからは長崎本線のことについてお答えをいたします。

1つは、長崎本線の運行の問題で、電化のままで残せないか、博多までの直通運行を残すことができないかと、博多—長崎ですね、直通運行を残すことができないか、30年後の運行は大丈夫なのかというようなことだったと思います。

それから、もう1つは、長崎本線、鉄道を利用した今後のまちづくりについて、それから期成会のことということで順次お答えをいたします。

現在の示されている案では、新幹線開業後の長崎本線の利便性が落ちるという計画になっているということは、もう既に皆様御存じのとおりでございます。この現実を踏まえながら、可能な限り利便性の確保を要望していくことにしておりますし、20年度からの要望もそのような方向でやっているところでございます。

ただ、電化施設の問題につきましては、以前の三セクするときもありましたけれども、非常に維持コストが高いという問題がありますので、要望の中でもこの問題につきましては非常に難しいんじゃないかというふうに考えているところでございます。

それから、博多までの増便でありますとか諫早までの延伸につきましては、先ほども言いましたように、既に要望事項に入れて要望して、何とか本数をふやせないかというふうに考えているところでございます。

それから、30年後の運行につきましては、20年間というのは公の場で公言されていること

ではございますが、30年後の期限が来る前には話し合いの場を持てるようになっております。そのときの状況を踏まえまして、その前での協議になるかというふうに考えているところでございます。

それから、駅及び駅周辺の整備についてでございますけれども、国、県の補助事業を検討しています。現在検討しているところですが、現段階で具体的に示せるようなものは持ち合わせておりません。10年後という将来を見据えまして出戻りにならないように、それから、もう1つは出おくれにならないように各課で検討を続けていきたいというふうに考えているところでございます。

このときに今後の課題というふうになるとは思いますけれども、鉄道沿線といたしましては、長崎本線の沿線市町、それから近隣の市町、これとの連携を考えながら計画をしていくというふうに考えているところでございます。

それから、期成会の問題でございます。

期成会の取り扱いについては、現在決定をしております。ただ、20年度の負担金についてはゼロ円ということで江北町と申し合わせをしているところでございます。

もう1つ、ホームページの問題がありました。今ホームページを開いてもらいますと、6月8日をもって閉鎖をしたい、ありがとうございますというメッセージと一緒に掲げておりますけれども、これにつきましては、ホームページを開きましたときの理由といたしまして、期成会の考えを広く、市民の方はもちろんですが、市外の方にも知ってもらいたいということがありました。それから、いろんな意見をいただきたいという気持ちでホームページを開いたところでございます。

見てもらっている方はよくわかられると思いますけれども、三者協が出た後、それから、さらに認可がおりた後、掲示板の書き込みが極端に減っております。もうサンデープロジェクトの後に二、三書き込みがあった後は全く掲示板の書き込みもない、意見も一応寄せられてしまったという状況にあります。そういったことを考えまして一定の役割を終えたというようなことで、これからは鹿島市民向けの伝達、市民向けにつきましては広報誌あたりを使いながらやっていきたいというふうに考えまして、江北町と相談の上でホームページを閉じたところでございます。

以上でございます。

**○議長（橋爪 敏君）**

平石都市建設課長。

**○都市建設課長（平石和弘君）**

私のほうからは、大きな2番目の道路整備の中で、1番目から4番目についてお答えをいたします。

5点の質問をいただいております。

市道については、交通弱者対策と市街地の渋滞緩和対策の基本的な考え方についての御質問であります。

市としては、道路管理者として歩行者や車通行の安全対策を最優先に対応することが基本と考えております。危険箇所等について、地元の方の要望や通報をもとに事業が可能で緊急性の高いところから交通安全整備事業や地域密着型改修事業、側溝整備事業、通常の維持管理事業など市単独事業で計画的に実施をしているところでございます。

次に、国道207号整備については、未整備区間の見通しについての御質問であります。

土木事務所としては、まず歩道がない区間について計画的に事業の調査を実施していきたいが、厳しい財政状況の中、現在の計画に影響が出てきているとのことでございます。

次に、有明海沿岸道路については、福富～鹿島道路が建設区間となる見通しについての質問でございます。

まず、有明海沿岸道路の概略を申し上げますと、大牟田市と鹿島市を結ぶ延長約55キロで自動車専用の地域高規格道路として位置づけられており、無料の自動車専用道路として計画された道路であります。

国道444号及び国道208号のバイパスとして位置づけられております。福岡県側の約27キロについては、筑後川区間、矢部川区間を除く21.8キロメートルで、ことし3月に一部一般道路を利用して暫定二車線で供用開始されている状況にあります。

県内部分の約28キロメートルにつきましては、大川～佐賀道路、約10キロ、佐賀～福富道路、同じく約10キロ、福富～鹿島道路、約9キロメートルと3整備区間に分け、現在、佐賀～福富まではルートの公表がなされ、福富～鹿島道路は平成17年3月に整備区間の指定を受け、白石町牛屋から白石町深浦までの区間が着工準備として採択されております。今年度は事業費80,000千円で、現在、環境影響評価手続に基づく大気、騒音など現地調査が行われている状況であります。

それから、有明海沿岸道路の諫早までの延伸については、桑原市長が会長を務めております有明海沿岸道路・佐賀県南西自動車道建設促進期成会、構成市町は2市2町であります。そして、有明海沿岸道路建設促進佐賀県期成会、また、諫早市と太良町、鹿島市で構成しています有明海沿岸道路西部地区建設促進期成会を通じまして、鹿島市から諫早市までの候補路線への早期指定について国、県に要望をしているところであります。

最後に、長崎自動車道とのアクセスについての取り組みにつきましては、これまで2市2町の有明海沿岸道路・佐賀県南西自動車道建設促進期成会を通じまして、西九州自動車道と長崎自動車道が接続する袴野までの地域高規格道路によるアクセス道の建設を要望いたしております。今後とも構成市町と連携をとりまして積極的な要望をしてまいりたいと考えております。

また、本市の独自要望といたしましても、機会をとらえて知事要望としてやっていきたい

と考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

迎農林水産課長。

○農林水産課長（迎 和泉君）

私のほうからは、広域農道に関します御質問にお答えをいたしたいと思います。

答弁に入る前に、広域農道の進捗状況について簡単に御説明をいたします。

広域農道は平成3年に着工され、22年度の事業完了を目指し順調に進捗をしているところでございます。延長は17.45キロ、そのうち鹿島市分が6.63キロ、太良町分が10.82キロございます。全体事業費は約386億円で、19年度末までの進捗率は、事業費ベースで申し上げますと83.5%となっております。この広域農道の事業目的といたしまして、産業道路として農産物の流通を容易にすること、それから農村環境の改善を図ることが上げられております。

さて、御質問の趣旨は、広域観光という視点でこの広域農道をとらえた場合、鹿島市側は207号線バイパスに接続をいたしておりますが、太良町のほうが長崎県側と広域農道で連絡するのみで、国道との連絡道路があればより広域観光にもつながるといふ、そういう趣旨だと思います。

実は太良町もこのことにつきましては十分意識をされておまして、太良町の大浦のほうで207号線と広域農道を結びます町道の整備を今年度から2カ年度計画で整備を着手されているところでございます。この整備によりまして太良町との広域観光面での交流が図られるということで考えております。

なお、長崎県側の道路事情のことも御質問がございましたが、これにつきましては、鹿島市のほうからいろいろと申し上げるということではできませんが、今後周辺の環境等が変わってくると考えられます。その時点では協議の場がまたできていくということで考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

それでは、財政課のほうからは、議員最後の御質問の道路特定財源の一般財源化がもたらす影響についてということでお答えをいたします。

まず、この道路特定財源問題ですが、非常に迷路のようになってなかなか全体像がわかりづらいんですが、私ども市町村側からまず考えてみますと、大きく4つの影響がございます。まず1点目、一般財源として交付を受けている部分、鹿島市の場合、年間約2億円ですね。自動車譲与税の年間2億円の一般財源として道路特定財源より配分を受けております。2番



目は、市が補助事業として行っております道路整備交付金の事業なんですね、そういった道路整備事業の補助事業、臨時交付金事業などですね、これ鹿島市はありませんが、そういったものもございます。3つ目は、佐賀県とか国の道路整備事業、国道、県道ですね、有明海沿岸道路を含めて、こういったものがどうなのかが3つ目。4つ目は、今でもまちづくり交付金事業というのが道路特定財源より予算措置がなされております。例えば、中心市街地活性化事業とか、最近の例では、熊本市が熊本城の復元工事をやっています。これも道路特定財源より捻出をしたまちづくり交付金事業ですね、熊本城の復元工事など、そういったものにも道路特定財源が充てられております。以上のような4つの点が我々市町村に影響を受ける部分でございます。

議員言われましたように、5月13日に閣議決定で道路特定財源を来年度よりは一般財源として運用すると。これはどういうことかといいますと、今までは道路特定財源は主に道路整備の特別会計のほうへ国土交通省を中心に配分をしておりましたが、一般財源化になりますので、基本的には国の一般会計に編入されるものとも思います。まだここはよくはわかりませんが、多分一般会計の中で一般財源として取り扱われることになろうかと思えます。

これはどういったことかと申しますと、福祉とか医療とか防衛予算、そういったもので同じレベルで議論を国会審議でなされるということになります。

そういったところが大きなところなんですが、まず国は市町村の財政に影響を及ぼさないようにするというのが1点であります。必要と判断される道路は着実に整備をするというのが2点、そして、ことし1カ月間ガソリン税などが暫定税率が失効しましたので、これは国の責任において補てんをするというふうな、そういったものが大きなところがございます。

1カ月間暫定税率が廃止されましたので、鹿島市には約8,000千円程度の影響があると試算をしております。もしこれが年間で廃止をされますと、2億円の一般財源のうち85,000千円程度が減額をされますが、この2億円は地方の財政に影響を及ぼさないようにということで一応の配慮がなされております。道路特定財源はそういった状況になります。

あと、先ほど4つの視点でもありましたが、これはどういったふうにこの一般財源化して道路財源が配分されるか、その辺の問題があります。ここらあたりは8月末には政府の予算のレイアウトが出ますので、そこらあたりで状況が見えてくるんじゃないかと思えます。

最後の御質問です。財政基盤計画のあと道路にどういった財源が与えられるかということで御質問がございました。

一般会計で申しますと、財政基盤強化計画が終了しまして、22年度で起債残高が現在債を含めましても大体80億円台になろうかというふうに試算をしております。

下水道とも合わせますと、現在鹿島市は220億円の市債残高がございます。これを総体的には200億円以内に圧縮するのが一応の目標であります。22年度にはこの総枠220億円ぐらいは、200億円は達成ができるというふうに思います。

その後、道路の整備にどのくらいの市債が発行できるというのは、ここらあたりはまた総合計画、実施計画を踏まえて、その趣旨に従って財政的に措置をしまいたいと思います。

平成20年度で申しまして、鹿島市は総額240,000千円道路整備に財源を充てております。こういったもので非常に重点的な配分を行っておりますので、ここらあたりは、先ほど申しましたように、総合計画、実施計画を見据えながら実施をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（橋爪 敏君）**

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は1時10分から再開します。

午後0時10分 休憩

午後1時9分 再開

**○議長（橋爪 敏君）**

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

8番福井正君。

**○8番（福井 正君）**

それでは、一問一答で質問させていただきます。

先ほど竹下課長、電化の問題で経費がかかるからちょっと無理だという御答弁でございましたけれども、ディーゼルについていろいろと調査をしてみました。実は、今ディーゼル燃料自体が大変上がっております。以前、甘木鉄道に私たちも交通体系等特別委員会で視察に参りましたけれども、そのときは1バレルが30ドルぐらいの時代で、これが40ドルぐらいに上がるような時点だったんですが、そのときでも、いわゆるディーゼル燃料の高騰で非常に経営的に厳しくなったということをそのとき伺いました。それと同じようなことが今起こっておりまして、今は既にもうバレル130ドルまで上がっております。将来的に考えますと、まだ今投機で原油が上がっていますけれども、これがどの程度に落ちつくのか。私が予測してもわかりませんが、大体50から80ドルぐらいまでになるんじゃないかなと思いますね。そうなったときにディーゼルで運行すること自体が、かなり経費がかかるということが実は予測をされます。

それからもう1つですね、ディーゼル車の最高速度を調べてみました。九州管内で一番速いのが「ゆふいんの森号」というのがあります。これは鹿児島本線を走るときが120キロで走れます。ただ、九大線に入りますと95キロに落ちてしまうんですね。大村線、ここは「シーサイドライナー」といいまして長崎と佐世保を結ぶディーゼルが走っておりますが、これが110キロです。肥薩おれんじ鉄道、ここは最高速度が95キロなんです。平均速度、評定速度といいますが、これはもちろん落ちてしまうんですが、何を言いたいかといいますと、こ

のディーゼルは電車に比べて遅いです。普通電車に比べても遅い。この遅い電車が、例えば新幹線が10年後完成したとします。新幹線の本数が今の「かもめ」の約10本程度ふえることになりますね。武雄駅から今度は「みどり」と普通電車が来ます。肥前山口から、1日10本と言われていますが、いわゆる鹿島から博多までの特急が行くという状態になったとき、その特急自体の速度がどれくらいのもので、ディーゼル車が配備されるかわかりませんが、どう考えても、そのJR九州のダイヤ編成の中でそれが走らせることが可能なのかという、遅いディーゼルがですよ、以前ありましたね、東海道新幹線等をいわゆるフリーゲージトレインが速度の差でひよっとしたら走られないんじゃないかという議論もありましたけれども、それと同じことが肥前山口から先の長崎本線に起こるんじゃないかなというふうに思います。

そういうこと、燃料の高騰、それから速度の問題等を考えますと、やはり電化のままで残しておいたほうが私はいんじゃないかと、そうしないと現実的に博多までの運行ということが不可能になってくるんじゃないかなと。

私は、やはり諫早までじゃなくて、長崎までも運行しなければいけないと思っています。今度は諫早から長崎も同じような条件になってしまうんですね。そういう状況になったときにやはり電化のほうがいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

このことについては県と正式な中で話を詰めたことはございません。ただ、協議の経過の中で出てきたのは、電化施設の場合は維持費がプラスの5億円というふうなことで出てきております。だから、電化、非電化の差は5億円あると、施設維持ですね、使用料じゃなくて施設の維持にかかるというふうなことで聞いております。

それから、運行の問題も正式に出た話ではありませんけれども、単独運行ではなく、肥前山口で「みどり」の後ろに連結じゃないかと、これは事務局同士で話をするときにもそのような話を聞いたことがございます。これも正式に決まったわけではございません。そのように認識しているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

今、電化の維持に5億円という数字がございましたけれども、私もいろいろと調査してみました。

例えば、肥薩おれんじ鉄道を見ますと、あそこはいわゆるJR貨物が走っていますから、電化の架線は残っていますね。JR貨物の線路使用料、これが約210,000千円程度だったと

思います。それから青い森鉄道、ここはJR貨物と夜行寝台、ブルートレインが走っています。ここも距離は20キロぐらいですから、短いですが、それでも5億円なんていう数字はとても出てこないんですよ。せいぜい2億円ぐらいの数字。というのは、JR貨物自体が負担をするのがそれぐらいですから、だから5億円という数字はちょっと大きい数字じゃないかなと思いますけれども、このことについて、やはり鹿島市民の気持ちとしてはできるだけ今の形でできたら電車を走らせてほしいというのが思いだと思うんですね。だから、これについて、金額の問題も実際詰めていただいて、現実には幾らぐらいかかるのかということも調査していただいて、できたら県と、佐賀県だけじゃなくて長崎県もそれに絡んでいきますけれども、そこら辺のことで提案していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

これからいろんな意味で運行の向上、今の提案が最低の、三者合意の部分が最低のラインだと思っています。この上にどれだけの上積みをしていくかというのがこれからの検討課題だと考えておりますので、その中で検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

それでは、長崎本線のことはこれで終わらして、次に、道路整備について質問いたします。

まず市道について質問いたしますけれども、ちょうど西牟田の御神松ニュータウンのところですね。ここがいつも渋滞をしております。いわゆる西牟田側からバイパスに出るときの信号、あそこでひっかかって、ベスト電器とホームセンターユートクがありまして、ホームセンターユートクと積文館、あれ市道だと思いますが、あれから出るとき、御神松線に出るときの左折と右折の場合とありますけれども、これがいわゆるバイパスのほうから来る右折車両と、こちらの右折車両というのが、あそこ非常に出にくい状態になっております。そういうときに、私たちは地元ですからもうひとつ裏側、ハローワークの前の市道を使って抜けて行きますけれども。

ところが、あそこちょっと狭いところがありました。以前ちょうど県営住宅とホームセンターの間、あそこは市道じゃなくて里道なんです、あれからバイパスに当然抜けることができるんです。抜ける道がありまして、以前はそれを通してですね、片側一車線のころですよ。あれを通して反対側の車線に抜けて塩田方面に行くという、そういうことが多くて非常に事故が多かったんですね。多くて、今結果的に言いますと、そこはもう締め切ってありま

す。いわゆるバイパスにそこから抜けることはできない。ということは、御神松線で信号から行くのとおっちから来る、両方出られたのが1本だけ、御神松線だけしかないということ。だから、あそこら辺の交通渋滞の解消をするにはやはりハローワークの前の市道、あそこの市道がハローワークの前で狭くなっておりまして、普通車同士は離合が非常に難しいんです。それから出ますと、ちょうどかぎ型になっています。真っすぐ抜けていないんですね。真っすぐ抜けていなくてかぎ型になっています。

今度N T Tの跡地、線路工事の跡地ですけれども、そこにドラッグストア、大型店が来るようになっています。ということは、大型のドラッグストアができることでその市道の利用というのがまたふえるのではないかなというのが予想されます。そうなったときやはりこの、いわゆるハローワークの前の市道、今の狭くなっているところを拡幅していただくということと、できたら道路を直線で延ばしていただきたいということが1つの考えとしてあります。

ですから、御神松ニュータウンの車両を県道のほうにできるだけ抜けやすくするというのを考えないといけないのではないかと思いますけれども、これについてお考えがございましたら、お願いいたします。

**○議長（橋爪 敏君）**

平石都市建設課長。

**○都市建設課長（平石和弘君）**

西牟田の御神松ニュータウンの渋滞解消、それから交通事故の対策ということでの御質問と思います。

現在封鎖をしてあります207号バイパスからスーパーモリナガとホームセンターとの間、道路へですね、この車両通行の件ですけれども、地元のほうから以前警察のほうに相談をされましたところ、警察といたしましては、御神松の交差点、それから総合庁舎西の交差点ですね、近接をいたしております。車の流れ、そういったことの観点から事故防止ということで封鎖解除はできないという説明がなされたというふうにまず聞いております。

それから、ハローワーク前から新町方面への市道ですね、若干狭いところがあると。また、かぎ型になっておるといふあの交差点のところですが、ここについてはやはり現地、十字路が変則にそういうふうになっております。それと、公共下水道の雨水幹線水路が四方から合流をいたしております。そのことで水利施設の巻き上げ式の転倒井堰がある、そういう現状を考えますと、交差点改良ということについての対応は難しい状況にあるというふうに思っております。局部改良など、そういうふうな安全対策があるのかどうか研究はしたいとは考えております。ただ、議員から申されますように、商業の集積地でございますので、全体の車の流れ、こういったことがそういうふうな局部的な、若干の道路の拡幅で流れの解消になるかということ、将来的には難しいところもあるんじゃないかなと思います。し

たがいまして、一部交通規制といたしますか、一方通行的な場所の区間等を地元全体で考え合わせるということも必要ではなかろうかなというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

確かに県営住宅のところからバイパスに出るとき、御神松の信号からあそこまで非常に距離は近いですから、あそこで出すということは非常に、逆にまた交通事故がふえる可能性がありますので、あそこをあけることは非常に困難だと私も理解をしています。ただ、やはり御神松線が整備されて非常にあそこら辺都市化しておりまして、マンションもできまして、住宅もふえて、アパートも多いです。だから人口がかなりふえてきておりまして、やはり御神松線だけに頼っておっては交通渋滞問題、交通事故の問題というのはなかなか解決できないという状況にあります。

ですから、ハローワークの前の市道についてちょっと拡幅していただいて、拡幅だけじゃなくて次の交差点の部分も改良をしないと非常に難しいなということも私もわかります。ただ、予算面がありますので、非常に困難だと思いますけれども、このことはちょっと頭の中に入れておいていただきたいなというふうに思います。

もう1つ、次に行きますけれども、ちょうど肥前鹿島駅から207号バイパスに直線で結ぶ道路計画でないんですね。今都市計画図を見ても、肥前鹿島駅から新町を通って西牟田と中村の間の組知橋というのがございますが、あそこまで一応線は引いてあります。線は引いてありますけれども、これを、できたら、これは計画ないことですから、考えていただかんといけんことですが、これをバイパスまで延伸していただく、ただ、直線で延伸しますとちょうど御神松線とくっついてしまうものですから、できたら橋を1本かけていただいて中村地区のほうで接続をしていただくということがいいと思いますけれども、こういうことをしていただくことで1つは肥前鹿島駅が生きてくると。

駅舎整備についても先ほど質問いたしましたけれども、駅舎整備はどうされるのかちょっと私もわかりませんが、まず鹿島駅が生きる、それからもう1つが、中心市街地、いわゆる中心商店街もこれによってまた生きてくるのではないかなというふうに思っておりますが、この私の考えについて何かございましたらお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

平石都市建設課長。

○都市建設課長（平石和弘君）

鹿島駅と207号バイパスとを結ぶ道路について御提案ということでいただきましたけれども、このことにつきましては、今後まちづくり全体の視点で勉強、研究をさせていただきた

いと思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

今、いわゆる中心市街地、中心商店街のことと、それからもう1つが、御神松線の渋滞解消にも結びつくことになるのではないかなというふうに私は思っておりますので、ぜひですね、今都市計画の中にあることを私は言っていますから、ちょっと無理なことを注文していますけれども、このことをぜひ考慮していただいて、将来の計画についてぜひのせていただきたいなというふうに要望をしておきたいと思います。

それから、御神松線、それから207号、いわゆる旧207号ですね、これについては要望活動等されておりまして、小舟津あたりでは少しずつ何か進んでいるという話も聞きます。だから、これをやはり早急に整備をしていただきたいなと。特に中牟田地区ですね、ちょうど洋服の青山さんから水上の交差点あたりまでのところですが、ここが話に聞きますと、通学の子供たちが自転車でいきます。ちょうど市長の家の前から出るところに信号がありますが、あそこを赤信号でも突っ切っていくという状況がありまして、非常に危険な状態にあるということを知っています。

ですから、ここ道の両側に家とか商店が張りついていますので、ここを整備するのは非常に難しいと思うんですね、財政的に考えても難しいと思いますけれども、やはりここは何とかしなければいけないのではないかなと、これは小舟津にしましても、七浦、浜にしても一緒にございまして、やはり早急に手をつけていただきたいなというふうに思いますけれども、どんなでしょうかね。

○議長（橋爪 敏君）

平石都市建設課長。

○都市建設課長（平石和弘君）

国道207号の今後ということで未整備区間の小舟津地区、それから中牟田、それから浜ということでありましたですけれども、七浦地区もあると思います。それで、まず小舟津地区のことになりますけれども、この歩道設置事業については県のほうで平成8年度に実は着手、平成12年度より休止状態というふうになっておるところでございます。

執行分区よりその経緯等の説明の依頼が昨年ありましたので、平成19年6月22日、区長さんほか地権者の方に対する説明会を開催していただいております。土木事務所としては、地元としては当事業への合意が図られ早期事業再開を強く望まれている状況であるという認識のもとに、継続事業地区として最優先で事業化調査を実施したいということでございます。しかしながら、事業の着手をされた当時と現在では財政状況や事業手法が異なっていること

から、事業の再開ということが大変厳しい状況でございますということであっております。

また、中牟田、浜、七浦地区の未整備区間につきましても歩道の整備、それから一部拡幅改良ということで、引き続き県のほう、土木事務所のほうに要望をしていきたいというふうに考えておるところであります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

財政上非常に厳しいということは私も理解はしております。

それで、今度は財源問題ということになります。先ほども答弁いただきましたけれども、例えば鹿島市独自です、いわゆる道路整備等、年間2億円ぐらいということでおっしゃいましたですね。今度は道路特定財源が一般財源化されることで、現実には私が例えば駅前と結ぶ道路と、あと市道整備等と言いましたけど、いわゆる財源がなければ結果的には何もできないということになってまいりますですね。ですから、将来的に、先ほど冒頭で起債を起こせるかということも含めて質問いたしましたけれども、現実問題として将来的に、例えば市道整備だけに限って質問しますけれども、将来的に例えば市街地を走る市道、207号は、これは国、県がなされる仕事ですから、これ要望するしかありませんけれども、市街地のほうもかなり条件は今非常に悪くなってきている。特に人口がある意味で集中しておりますので、非常に交通渋滞、事故等が起りやすくなっているという状況にあります。だから、将来的に市としての考え方として、今辺地道路等でいろいろ整備をされておりますけれども、市街地に関して、考え方です、考え方としてどのようにしていかれるのかということをお尋ねいたします。

○議長（橋爪 敏君）

答弁ありませんか。藤家建設環境部長。

○建設環境部長（藤家敏昭君）

福井議員の質問にお答えしたいと思います。

市街地の市道についての今後どうしていくのかという御質問でございます。

市街地の道路といいますと、どうしても都市計画の街路ということでございまして、この都市計画の街路については今県のほうから見直しのガイドラインということで、昨年説明会があっております。この見直しについて今後は当然していかなければならないということで考えておるところです。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）



市道につきましては、市街地も含めて、いわゆる中山間地も含めて、まだまだ今から整備していかなければならないところが多数あると思います。すべてをしてくださいといっても、これはもう財源上非常に困難だと思いますけれども、ぜひ見直しで1回調査をしていただきまして、本当の意味の危険な箇所等を調査していただいて、次の施策の反映をしていただきたいということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**○議長（橋爪 敏君）**

以上で8番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後1時45分から再開します。

午後1時36分 休憩

午後1時45分 再開

**○議長（橋爪 敏君）**

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、2番議員松尾勝利君。

**○2番（松尾勝利君）**

2番議員松尾勝利です。通告に従い、大きく3点について質問をいたします。

1点目は農業振興策ですが、まず、品目横断的経営安定対策、これは我が国の農業が就業者の数が急速に減り、また、都会に比べて高齢化が進んでいること、一方、国外に目を向けると、WTOの農業交渉では、国際ルールの強化が進んでいること、このような状況の中で今後の日本の農業を背負って立つことができるような担い手を中心とした農業構造を確立することが急務であり、意欲と能力のある担い手を対象に、その経営の安定を図る施策として19年度から取り組まれている事業だと理解をいたしております。

しかしながら、交付金の支払い制度については、黄ゲタ、緑ゲタ、ナラシなどの用語で説明がされ、内容をよく理解できない、また、支払いの時期についても遅く農家の資金繰りが大変であるなどの不満が出てきて、今回名称が水田経営所得安定対策と改められました。見直しについては、加入者の拡大に向けて面積の要件が緩和をされました。また、法人化の義務が今まで5年であったものが延長もされました。交付金の支払いは一本化をされ、申請の手続も簡素化されるなどの措置が講じられております。

このような緩和措置がとられたことで市内の生産者はどのように受けとめているのか、また、市内の認定農業者や集落営農組織の加入の新たな動きはあったのか、まずお尋ねをいたします。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてですが、これも19年から取り組んでいる事業で、1年が経過をしております。鹿島土地改良区に事務委託をして、それぞれの地区で特色のある取り組みが行われていると思います。作業日報をつけることで計画を立て、作業前、

作業後の写真や、出役してくれた人の作業内容が記録として残りますし、地域の人の地元を守っていこうという意識も変わっていくものと期待をすることがあります。

今までそれぞれの地区で取り組みが行われていると思いますが、その取り組みがどうであったのか、お尋ねをしたいと思います。

それから2点目、排水機場及び施設の維持管理がどのようになされているのか、防災という観点から質問をいたします。

先月、海外で大きな自然災害が発生をいたしました。5月2日から3日にかけてミャンマーを襲ったサイクロンでは2万2,000人以上が死亡、4万1,000人が行方不明との報道がありました。また、同月12日には中国四川省でマグニチュード8.0の巨大地震があり、死者、行方不明者は8万人以上に上っております。現在でもダム決壊など二次災害のおそれがあるとして多くの方々が避難生活をされております。被災をされた方々に心からお見舞いを申し上げます。

また、日本においても平成7年の阪神・淡路大震災、平成17年の福岡県西方沖地震、平成19年の新潟県中越沖地震など近年大きな地震が発生をしております。特に福岡県西方沖地震では鹿島地区でも大きな揺れが感じられ、かわらの崩落など家屋被害が発生しており、自然災害の恐ろしさを改めて実感した出来事ではなかったかと思えます。

本鹿島市の災害について見ますと、昭和51年8月の集中豪雨により中川がはんらんして、床上浸水601棟、床下浸水2,328棟、被害総額3,637,000千円、続いて9月には、台風の影響により床上浸水662棟、床下浸水2,020棟、被害総額4,604,000千円の大きな災害が立て続けに起こっております。また、鹿島市全体におきましても、地理的要件もあろうかと思えますが、今日まで集中豪雨による地すべり、土砂流出、河川の溢水、堤防の決壊などの災害によって多くのとうとい命や財産が失われてきました。

このような反省に立ち、馬場市政から桑原市政へと治水対策は特に重点項目として取り組んでこられたと思えます。

昨年は鹿島市民の多くの方々の協力によりまして中木庭ダムが竣工の運びとなり、中川水系の治水対策がより充実したものとなりました。また、本年、公共下水道事業として工事が進められていた乙丸雨水ポンプ場の試運転が5月に行われ、稼働できるようになったことは地元地区民にとって、より安心できる出来事だったと考えております。

一方、今まで治水対策としてつくられてきた排水機場、中でも湛水防除事業でつくられた今籠排水機場や土井丸排水機場、また、排水対策特別事業でつくられた七浦干拓排水機場や浜東部排水機場は昭和50年代から稼働をしております。現在も保守点検を行いながら運用をされていると思いますが、このような施設は緊急を要する施設であり、もし作動しないようなことがあれば大きな被害につながりかねません。今までに運転上支障を来すようなことがあっていないのか。市内には農林水産課、環境下水道課、都市建設課担当の排水機場があり

ますが、それらの機場についてもどのような状況であるのか、各担当課から答弁をお願いしたいと思います。

それから、土木事務所管轄の塩田川堤防の一部に雑草、雑木が茂って年々ひどくなっているような状況に見えます。雑木は大きくなったものはコンクリートブロックやアスファルト面を押し上げており、このままの状態を放置をすれば修復に大きな経費を使わなければならないと考えております。

先般、都市建設課に現場を見てもらいましたが、その後の対応はどうなっているのかお尋ねをしたいと思います。

最後に、中木庭ダムの試験湛水について質問いたします。

試験湛水はダム堤体や基礎地盤、貯水池周辺の安全性を確認するために行われるもので、一番上の水位まで水位を上げて安全性を確認するものですが、この水位をサーチャージ水位と言うそうですが、当初19年の運用開始に向けて18年の10月から実施をされております。この年の実施に向けて漁業者との説明会の中では、「10月はノリ養殖の最も大事な育苗期であり、大きな河川のない当海域では試験湛水で中川水系の水量が減らされることはノリ養殖に影響を及ぼすのではないかと心配をする。少しでも開始時期をおくらせてもらえないだろうか」という意見も出ましたが、ともかく1年で終わるようにということで市やダム管理事務所と協議がなされたと思います。10月から実施となり、経過を見守りましたが、少雨であったために試験湛水は完了しませんでした。

続いて行われました19年10月からの試験湛水は、2年目でもあり、常時満水の状態からの開始ということで、ことしこそは試験湛水が完了するであろうと思っておりましたが、本年6月の雨季を前に、5月27日の説明では、水位であと4メートル足りず、今回も断念せざるを得ないとの結果が報告をされました。

中木庭ダムは多目的ダムであり、その水は上水道、農業用などに使われるようになっておりますが、漁業者にとっても生活を支える大切な水であります。本年も完了しなかったことは本当に残念でならないと思います。ことしの試験湛水の経過がどのようだったのか、その結果についても説明をお願いしたいと思います。また、今後の実施についてどのように考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

**○議長（橋爪 敏君）**

迎農林水産課長。

**○農林水産課長（迎 和泉君）**

松尾議員の質問にお答えをいたします。

まず1点目の品目横断的経営安定対策についてお答えをいたします。

まず、この事業は本年度からは水田経営所得安定対策ということで名称が変わっておりま

す。この名称変更の大きな理由でございますが、品目横断的という言葉から、地元のほう、あるいは農業者が事業の中身が見えてこない、そういうことが1つの大きな原因でございます。このことから名称が変更になったということが大きな要因でございます。

先ほど議員の質問の中でもございましたが、事業の説明の中でもいろいろわかりにくい言葉がございます。例えば「ゲタ」であるとか、「緑ゲタ」、「黄ゲタ」、「ナラシ」、普通の方が聞いたら何のことかわかりません。実は私もほかの課に3月までおりましたが、何の話か全然わかりませんでした。こういうことが実際農業者の方から事業が見えてこない、理解できないという、こういうことが大きな変更の理由でございます。

例えば、関係用語の説明でございます「ゲタ」という言葉は、今回、麦大豆直接支払いと変更されました。緑ゲタにつきましては固定払い、黄ゲタについては成績払い、それから、ナラシという言葉については収入減少補てん、字を見て中身がわかるような言葉に変更をなされております。

それから、先ほどありましたように、緩和措置も幾つか講じられております。1つは、面積要件ということでございますが、特例に該当しないもの、これについても地域の水田農業ビジョンに位置づけられている地域の担い手であれば市町村の判断で加入できるようにできますよと、そういうこととか、あるいは集落営農組織の設立後5年以内には必ず法人化をしないと義務づけがございましたが、ここの部分についても延期することが認められるようになりました。

それから、交付金の支払い、これも非常に支払いがですね、これは昨年度事業開始ということで、その辺もあるかもしれませんが、非常におくれておりました。これが一本化をされて、申請手続が簡素化を図られております。その結果、交付金の早期支払いができるようになったと、一応そういうふうな形で国のほうからも説明を受けておるところでございます。

今、市全体では集落営農組織が18組織、法人の届け出があるものが2団体、認定農家が4人、計の24の団体、個人が加入をしておられます。

先ほどの質問でございました、生産者はこの制度の変更をどうとらえているかということでございますが、現場サイドとしては農家のほうは大きな変更ということではとらえてはもらえないようでございます。

それから、2点目の御質問であります、新たな集落営農組織への加盟、あるいは認定農家としての加入をされる動きがあるかということでございますが、この点につきましても、今の段階では特に新たな動きというのはございません。といいますのは、この制度、品目横断の制度が始まります19年度の前段で18年度の後半から地元の説明をしております。ここの中で、私たちはこの制度によってこういうふうな集落営農組織、あるいは認定農家として加入をしなければ今までもらえていたお金が取れませんよという説明を座談会等で農協さんと一

緒に回りまして御説明をしましりました。その中で、ある程度加入ができる地区については説明をしておりますので、その結果があんまり動きがないということにつながるのではないかと考えているところでございます。

次に、2点目の御質問であります農地・水・環境保全向上対策についての御質問にお答えをいたしたいと思ひます。

現在鹿島市では、この農地・水・環境保全向上対策に7団体、参加集落としては70集落が加入をされております。具体的に申し上げますと、鹿島地区の大字高津原、それから大字納富分、これは若殿分を除きますが、それ以外の地区はすべて入っておられるという状況でございます。

先ほどの御質問の事業内容としてどういうことをやっているかということでございますが、やっぱり一番多いのは基盤の整備ということで、農道の舗装、それから水路等の改修、しゅんせつ、パイプライン等の補修などが大きなものでございます。それ以外には、いろいろな地域性もござひますが、例えば、イノシシ対策としての電気牧さくの設定であるとか、防火水槽の清掃であるとか、いろいろな各地区工夫をした取り組みをしていただひているところでございます。

続きまして、排水機場の関係の御質問にお答えをします。

まず、鹿島市には8カ所の農業用の排水機場がござひます。これらは一番古いものは昭和54年、それから、一番新しいのでも平成2年にかけて建設をされております。事業費的には330,000千円から840,000千円という巨費を投じて地域農業の発展のためにつくられたものでござひます。建設から18年から29年、長いところでは29年を経過してありますが、老朽化に伴ひます機能低下を危惧されての御質問だろうと思ひます。

鹿島市の方針としてお答えをいたしたいと思ひますが、まず機械を守るためには基本的な定期点検、これが一番必要だと思ひております。これにつきましては、毎年2回、専門業者に委託をして点検を実施してあります。ここでは機械、あるいは部品の磨耗であるとか損傷、あるいは発電装置、燃料系統、潤滑油、冷却水系統などのチェックを行ってあります。そして、同時に部品の交換が必要な場合はその時点で交換まで行っておるところでございます。さらに、検査の結果、緊急に補修をする必要がある場合は、速やかに補修工事を行うということで現在対応してあります。この補修事業については、維持管理適正化事業というのがござひますが、この部分については事業費が2,000千円以上の事業はこの事業の採択になりますが、それ以内でありますとこの事業にのりませんので、市のほうでの改修、補修工事を行ってきているところでござひます。

御質問の運転に対して今まで支障がなかったかということでございますが、現在、定期点検等を行ひまして一時例えば雨漏りがしたとか、そういうことでの補修関係はござひますが、現時点では運転に特に大きな支障をもたらすというふうな状況はあつていないという状況で

ございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（橋爪 敏君）**

亀井環境下水道課長。

**○環境下水道課長（亀井初男君）**

松尾議員の排水機場の維持管理関係についての質問にお答えをいたします。

環境下水道課管理の雨水ポンプ場でございますけれども、中牟田の応急ポンプ場を含めまして7カ所ございます。

御存じのとおり、公共下水道事業での改修を進めてまいりました。最後となりました乙丸ポンプ場が3月には1台の供用開始をいたしまして、また、本年度中にはもう1台完成の見込みでございます。

さて、現在7カ所の維持管理ということでございますけれども、施設は年々老朽化をいたしております。横田ポンプ場が昭和53年度に稼働いたしておりますので、約30年経過をいたしております。

維持管理につきましては、先ほど迎課長のほうからもありましたような形で維持管理をいたしておりますけれども、費用も人手も必要となってまいります。日ごろの管理を十分に注意してやっていきたいと思っております。

雨季前点検を実施いたしておりますけれども、特に問題はあっておりません。

以上でございます。

**○議長（橋爪 敏君）**

平石都市建設課長。

**○都市建設課長（平石和弘君）**

私のほうからは大きな2番目と3番目についてお答えをいたします。

まずは大きな2番目の排水機場と堤防施設の維持管理の件でございます。

都市建設課が管理をしていますのは1カ所でございます。北鹿島三部地先の末松籠排水機場でございます。当時の建設省の事業で整備をされ、平成9年3月に完成をいたしております。排水能力は毎秒2トン、施設は県に引き継ぎをされまして、毎年県から鹿島市が管理の委託を受けております。20年度では県からの委託金が676千円の収入、市のほうで清掃業務、操作業務、浄化槽維持管理などについて、委託金の合計で995千円の予算で地元の三部区や土地改良区、それから専門清掃業者などへの委託によって管理をしている状況でございます。現時点では施設自体、それから運転操作等に支障の問題等はございません。

それから、2点目の塩田川堤防の雑木の件でございます。

塩田川は、御存じのように、知事が指定をされました2級河川でありまして、管理は土木事務所の方で行っていただいております。5月に議員や地元区長さんから要望がありました

堤防区間につきまして、現地を調査し、堤防ののり面部分が大きくなった雑木によって張りブロックと舗装面が盛り上がっている状態、これを確認しております。土木事務所の河川課のほうへ状況を説明いたしまして、担当課からは対応をするということで回答をいただいております。

それから、次に大きな3番目の中木庭ダム試験湛水の関係でございます。試験湛水の経過と結果についてお答えをいたします。

県営中木庭ダムにつきましては、ダム本体及び放流設備等の安全性を確認するため、再度試験湛水ということで、平成19年10月2日から実施をされましたが、5月27日時点で、議員が申されましたサーチャージ水位、いわゆる洪水時の最高水位、標高236.5メートルまで到達をせず、あと4メートルのところでしたが、貯水率では約80%ということで不本意ながら断念をされ、5月28日の10時から放流を開始されたところでございます。28日の夕方から約100ミリの雨が降ったわけございまして、中木庭ダム管理所の水位データによりますと、仮に放流をしなかったとしても残り2メートルという結果でございました。中木庭ダム計画では6月11日から洪水期となっており、万一の豪雨に備えてポケットを確保しておく必要がありますので、試験湛水によってためた水を平常時の最高水位、標高222.5メートルまで下げなければなりません。放流は1日1メートル以上下げないということになっておりますので、逆算しますと5月27日がタイムリミットということになるわけでございます。平年並みの雨が降ってございましたら試験湛水は完了しておるものと思っておりますけど、例年に比べまして雨量が少なくて、平谷地区の試験湛水期間中の雨量845ミリで過去41年間の平均雨量1,229ミリに対しまして70%という状況でございました。

次に、今後の実施についてでございますが、ダムは本格運用の前に安全性を確認するために必ず試験湛水を実施しなければなりません。それで、再度ことし10月ごろからの実施となりますが、鹿島市漁協から平成18年9月11日付で提出をされた試験湛水及びダム運用に当たっての要望事項について鹿島市と県西部地区ダム事務所と確認した事項を遵守しまして、漁協、県ダム管理事務所及び中木庭ダムの湧水への対応など貯留水の有効利用について協議調整することを目的として設置されました鹿島川水利用連絡会と緊密な連携をとって進めていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

今最初の質問でございますが、水田経営所得安定対策に改められて鹿島市としては大きな動きはなかったという答弁だったと思います。その中で、本当に加入できるような農地条件の場所があって地域の人の意識の合意ができなくて取り組めていない、そういう場合とか、

また、農地の利用調整機能を充実すれば取り組める場合もあるんじゃないかと思いますが、そういう取り組む状況の余地がまだあるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

迎農林水産課長。

○農林水産課長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

この事業につきましては、米、麦、大豆ということで、特に転作、いわゆる転作という言葉を使いますが、麦、大豆の振興を図っておられるような地区の大規模にやられているところということになります。そういうことから考えますと、今全部100%カバーしているかと言われますと、そこは確かに100%ということにはいかないかと思いますが。ただ、少なくとも今の段階でできるところについて、あるいは可能性があるところについては、ほとんどの地区が加入をさせていただいているところでございます。ただ、認定農業者とか、あと面積要件等の緩和が少しありましたので、例えば、1集落じゃなく2集落まとまればできるということもございますので、そういうふうな可能性は残っているということでお答えをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

今の答弁で見ますと、市内の裏作の農業形態、これはもう余り変わってこない、このようにことだと思えます。担い手育成事業ということでこの水田経営所得安定対策が加入をされている地域、これは支援の対象となるわけでございますが、裏作をつくっていない地域、あるいは加入をできていない地域は、本人が作物をつくるなどの自助努力をされている人は別にしましても、その他の人は非常に経営が厳しくなってくる。中山間地域等直接支払制度もあろうかと思いますが、鹿島市内の地域間の格差が生ずるのではないかという懸念をいたすわけでございます。そういう地域に対して市として支援策というものは難しいかと思いますが、何らかの対応策を考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

迎農林水産課長。

○農林水産課長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

まず裏作の問題でございますが、当然これは農協さんも同様でございますが、裏作の推進については当然実施をしてくださいというふうな推進は行っているところでございます。

ただ、この品目、先ほど申し上げましたように、例えば裏作はタマネギをつくっているという地区もございます。表は大豆をつくらうじゃないか、表のほうは米だということもござ



ざいますので、そういうところについては若干それを変えてくださいということがいいのかどうか、ただやっぱりこれだけのお金が来ますので、そういうふうな推進というのは今後考えていかなければならない部分もあるかと思えます。

それから、いわゆる平たん部、この事業にのれるようなところと、のれない中山間地、その差が出てくるんじゃないかと。確かにおっしゃるとおりだろうと思えます。これは国の施策ですから私たちがあんまりどうこう言えないところもございしますが、私たちは国にも言いたいなと思っているところは、今まではこういうふうな外国と競争をして競争力を高めてやれるところは守っていくと、聞こえは非常にいいです。ただ、逆の言い方をすれば、その地区をどうするかという施策もあわせて考えていただきたいということをですね、これについては市も、これ財源のことを言えば非常に怒られますけど、もう市の単独でできるという、そういう状況ではございません。当然そういうことから考えますと、国に対しても県に対してもこういうふうな中山間地の施策、新たな事業の創設等については行っていただきたいというふうな要望等については実施をしていく必要があると、実際そういうふうな要望もっておりますが、さらにしていく必要があると考えているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

今おっしゃられたように、施策の問題点ということもあろうかと思えます。そういうことで、市としてはできる限り市内の全域の農業者を対象にして農業の振興を図っていかねばいけないということでございます。国内の自給率が39%、それから世界的にも食料事情が悪くなっているという中で、やはり当鹿島地区においても農地の保全ということはこれからの重要な問題であろうかと思えますので、市としてもそこら辺のことを考えて十分な対応をまずお願いしたいというふうに思っております。

それから、2点目の農地・水・環境保全向上対策ですが、それぞれの地区でいろんな事業が行われているということでございます。平成20年度、ここに各地区の交付金の配分内訳表というものをもらっておりますが、地区ごとに、その集落ごとの配分率がかなり変わってきております。これはもちろん全体的に事務委託費、それから市の移行事業分、これは共通分ですね、海の森事業、そういう事業にもありますが、それから市の移行分、個別、これは排水機場の運転管理、それから道路の維持管理費、このようなものだと思いますが、このほかに各地区地区で全体的に事業が行われている事業がございします。七浦地区、それから北鹿島地区は、その事業費が七浦地区で1,680千円、北鹿島地区で4,070千円ということで、かなりな額をこの全体的な事業の中でつぎ込んでおられます。

北鹿島地区について申しますと、塩田からの水路、幹線水路、この修理に本年も3,770千円という大きなお金をつぎ込んでおられますが、単年度で修復ができないと、5年間継続で

この事業をやらなければいけないということで、各集落の配分がかなりそのことによって抑えられてくると。それから、事業費がどれぐらいかかるかわからないので、各集落の今後の計画もなかなか見通しが立たないというようなお話も聞いております。

地元としてもできるだけこの事業、受益者負担を少なくしてやりたいという思惑もありますので、そこら辺のことは十分わかるわけですが、こういうふうな事業もこの農地・水・環境保全向上対策で取り組まなければいけないのか、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

迎農林水産課長。

○農林水産課長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

先ほど議員おっしゃられますとおり、この事業費の中には市の移行事業の部分がございませす。これは全体事業費の中から市の事業としてこの農地・水・環境保全向上対策でやらせていただくというふうな事業でございまして、先ほど議員が説明をさせていただいたような事業でございませす。

御質問の、これは北鹿島地区ということでお話がありましたが、幹線水路の整備をこの農地・水・環境保全向上対策の事業で北鹿島地区全体の公共性といいますか、地域の重要水路ということで、幹線水路であるということでその事業で取り組みをしていただいております。

まず、この事業で取り組んだほうがいいかどうかということでございませす、この判断につきましては、これは北鹿島地区については北鹿島地区の集落すべてが入っておられます北鹿島ふるさと会という、農地・水・環境保全向上対策のこの会の中で、組織の中で検討をしていただき、その結果がどうかということにまずはなるかと思ひませす。うちのほうでこれですてくださいますとか、これではだめですよということには言えなひかと思ひませす。

ただ、やっぱりそこの地区の中で、北鹿島地区で、ここの水路については非常に北鹿島地区すべてのところに大事な水路ですよ位置づけをされて、そして実行されているということは、これは1つの集落単位で話をすればこういうことはできません。ただ、地区を挙げてやるんだというふうな、そういうふうなお気持ちは他地区でもモデル的な事業ということで私たちはとらえていきたいと思ひせております。

それから、この事業じゃなくほかの事業でどうかということの話がございませすが、議員も御存じだと思ひませすが、この農地・水・環境保全向上対策につきましては、100%地元の負担というのはございませせん、補助になります。国が50%、県が25%、市が25%ということですね。ただ、ほかの事業、どの事業で取り組むかにもよりますが、必ず地元負担というのが伴ひませす。特に先ほどおっしゃられました水路につきましては、土地改良区がある地区でございませすので、土地改良区が維持管理をする、そういう施設でございませす。そういうこ

とから考えますと、先ほど議員がおっしゃられましたように、地元負担をなるべく少なくということで考えれば、地域の全地区の合意があつての上でございますが、この事業で取り組まれたほうがより少ないといひますか、地区のそれぞれの集落ごとの配分は少なくなりますけど、幹線水路、全地区のものですよというふうな理解からすれば、この事業で取り組まれたほうがよりベターじゃないかという感じはしております。

以上でございます。

**○議長（橋爪 敏君）**

2番松尾勝利君。

**○2番（松尾勝利君）**

今お答えをいただきましたように、地区全体で取り組んでもらいたいということでございますので、そこら辺のことを十分理解して地元の人たちと一緒に取り組んでいきたいというふうに思います。

2点目の排水機場についてでございますが、先ほど各担当のほうから問題点は起きていないと、支障はないというふうな御答弁をいただきましたが、先般、初期につくられた今籠排水機場の雨季前の点検に立ち会ってまいりました。その運転者からは、先ほど申されましたように、建物が雨漏りをして電気設備が漏電を起こしたこともあると、そういうふうな施設の上にはトタンがかぶせてあつて、一時しのぎに漏水を防いでおられるような状況も見受けました。平成17年には維持管理適正化事業、先ほど申されました事業で、整流器の内部部品が老朽化をしておつて変換が行われているようなことも聞いております。また、他の施設では地下の燃料タンクが、雨水がその中に入ってきているような状況もあるということも伺っております。このような施設、今現在保守点検を行いながら使つておるといふことでございますが、やはり住民の安全、それから農作物の被害を食いとめるといふことから求められる施設でございますので、今後、先々方針について新しく建てかえるということについてもどのようなお考えがあるのか、ちょっとお伺いしたいと思ひます。

**○議長（橋爪 敏君）**

迎農林水産課長。

**○農林水産課長（迎 和泉君）**

お答えをいたします。

まず、今籠の排水機場の雨漏りの件からお答えをしたいと思います。

実は、これは昨年の雨季に雨漏りがしているということで、うちのほうに連絡が入つております。その結果どうしたかということですが、まず応急処置を行つております。その後は雨漏りはしていないんですが、大雨というのが、集中豪雨がまだ来ておりませんので、まだその辺については今状況を見ているところでございます。ただ、これにつきましては、21年度にその部分を含めて適正化事業で改修工事を行うように予定をしておるところでございます。

ます。

それから、ほかの施設ということでおっしゃられましたが、漏水といいますか、水がたまっているというふうなことをおっしゃっておりますが、まず確認をさせていただきたいのは、まずタンクの中に水が入るということはありません。タンクの周辺部、これは地下の水位の問題もありますし、水脈の関係もございまして、そのところには確かに水がたまることがあるということで水抜きを、タンクの中じゃなくて外の部分の水抜きをしたということはあると聞いております。この辺についても必要性があれば適正化事業で取り組むということになります。まずタンクの中身、燃料等の漏れといいますか、その燃料タンクの中に水が入るということはありませんし、通常毎回——毎回といいますか、機密検査という中身のタンクの漏れていないかどうかと、そういうふうな調査をしております。その結果では今のところ問題なしという報告があつておるところでございます。

それから、今後の改修計画はどうかということでございますが、まず改修の前に点検ですね、これは点検は今、年に2回実施をしておりますが、今度新たに事業として、事業名で申し上げますと樋管水利施設管理技術者育成支援事業というのがございます。これは県の土地改良連合会の事業になりますが、この事業ですれば今のうちの支払いと同額ぐらいで年1回の点検と、それ以外に年間の6回の点検、合わせて7回の点検をする事業がございます。これにつきましては、事業費、うちの支出から言えば、ほぼ変わらないということで、こちらの事業にのったほうが有利だということで、これは3カ年事業でございますが、21年度から5機場、それから、22年から24年までの3カ年になりますが、3機場、全機場をこの事業にのせて実施をするように今土地改良連合会さんのほうとお話をしているところでございます。

それから、国の事業で、これも県がやっている事業でございますが、県内の48機場を対象に、今のところは県も予算がないということで、各農林事務所管内で1カ所ずつ点検を別に実施するという事業がございます。うち8機場すべてこの対象にのっておりますので、うちもお願いをしたいということで今要望をしております。今年度は鹿島農林関係では三ヶ崎の排水機場を実施されるということで、できたらうちの部分は古いから来年お願いしたいということで現在お願いをしております。この事業については国が50%、県が50%ということで、点検経費についてはすべて国、県持ちということですので、こういうふうな事業を利用しながら点検調査についてはやっていきたいと考えています。

それから、施設の整備といいますか、大規模な改修関係でございますが、これは鹿島市を含めて県内にも古い機場がたくさんございます。これは今聞いた中ではございますが、今現在で大規模な改修、あるいは新設ということは県内的にも聞いておりません。特にこの排水機場——機場という言い方をしますが、排水機の機械というのは、機械設備につきましては、備品を改修する、それからある部分を交換する、中規模の改修をする、そして、その後は機

械分解整備ですね、いわゆる分解整備、オーバーホールとありますが、オーバーホールをやって、ある程度年数がたてばそういうふうなことをやっていくということで事業をやっていきます。当然新設ということも今後、何十年かといいますか、具体的にはわかりませんが、年数がたてばそういうことも検討する必要性があるかと思いますが、現時点では施設の点検等を十分やりながら機械施設の延命化を図るという方針でございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

施設の点検、いろんな事業を活用しながら今後行っていくということでございますので、そういう事業を使いながら適正な管理運営ができるようによろしくお願いいたしますと思います。

市内の排水機場、先般ちょっと私も見て回りましたが、導水路、その排水機場に水を導くための導水路について、新しい施設についてはその導水路はコンクリートの壁面で作ってありますが、先ほど申しました今籠、それから土井丸、七浦干拓の機場については、鋼矢板、鉄の板ですね、あれで両方の護岸といいますか、岸のほうを作っています。七浦干拓については上に乗せてある、かさコンクリートというんですかね、コンクリートの平たい板があるんですが、それが一部落ちかかっているところがありましたし、土井丸機場については鋼矢板が膨れた場所、それから補強を入れてある場所がございました。それで、今籠排水機場についてはその鋼矢板が特に腐食がひどくて数十メートルにわたってクリークの中に崩落をしております。そして、さらにその被害が広がるような状況も見受けられました。近々の補修工事が必要だと思いますが、このような事業も何らかの事業で取り組めるようなことがあるんでしょうか、よろしくお祈いします。

○議長（橋爪 敏君）

迎農林水産課長。

○農林水産課長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

まず、根本的なところでございますが、排水機場につきましては市の管理ということで、地元委託をしておりますが、市の管理ということになります。それにつながります導水路については地元管理となりますが、土地改良区があるところにつきましては土地改良区の管理ということになります。ですから、今の今籠であれば北鹿島の土地改良区、干拓であれば七浦干拓の土地改良区の管理ということになります。まずその辺を前置きしまして、これに対する事業としてどういうのがあるかということかと思ひます。

まず、先ほども申し上げましたが、維持管理適正化事業というのがございます。これは事業費、5カ年に分けて積み立てをしながらどの年度にやるというふうな形で、県の土改連の

ほうの事業になってきますが、対象としては2,000千円以上の部分が対象となります。これに對しまして補助金が、国が30%、県が30%、地元が40%ということになります。このうち市もこの分については定率、大体通常の場合は30%から40%程度、その補助残の地元負担の40%のうちの補助を今までは実施してきているところがございます。これについては何%というのを言えないのは、ちょっとこの辺についてはいろいろ市の内部での庁議という中で決定をしていくということで御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

この事業についても維持管理適正化事業で取り組めるということでございます。排水機場とこういふ導水路については、やはり地元の住民の安全・安心、それから農作物の被害を最小限に食いとめるという事業でございますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それからもう1点、堤防の雑草、雑木について、今お答えをいただきましたが、土木事務所もパトロールの車で堤防の上をずっと見て回っておられます。そういうふうな中で、大分前から私も消防団に入っておりましたし、こういうことで雑木が生えていますからどうかしてくださいというようなことを全議員さんたちにもお願いしてきたわけですが、なかなかできてこなかったということで、大きい木になりますと本当大木です。こんな大きな木で、そういうふうになるまで今までほうっておかれたということがどうしてかなという気がいたしております。

今回取り組んでいただくということでございますので、修復に大きなお金をかけないうちにこういうような事業はぜひ取り組んでいただきたいというふうに思ひます。これについては答弁は要りません。

最後にお尋ねをしますが、試験湛水についてお尋ねいたします。

先般、今言いましたように、5月27日からことしもできないということで落水を開始されております。数日前に見に行きましたが、落水をされたところの工事の護岸が落水をされた後に石垣が少し壊れて修復がまた必要な状況になっているようなところが1カ所見受けられました。そういうことでこれを何度もやるとこういう事態も発生をいたしますので、なるべく早い時期にこの試験湛水を終わっていただきたいというふうに思ひます。

3回目の試験湛水、多分ことしの10月から行われると思ひますが、通常どおりやれば、また雨が少なければ試験湛水も完了しないということも十分考えられるわけでございます。

19年度ノリ漁期がですね、振り返ってみますと、2月中旬から色落ちが始まって、佐賀県ではノリは豊作やったばいというようなことでございますが、鹿島市は昨年より3億円以上も減収になっております。そういうふうな状況で、漁業者としても今年度の試験湛水どうな

るやろかというふうなことで大変心配をいたしております。

そういうことで、この試験湛水が今年度必ず完了をするためには10月からの試験湛水を前倒しする、あるいは6月の途中までこの試験湛水の時期を延ばすようなことでも考えてこの試験湛水ができるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

出村副市長。

○副市長（出村素明君）

試験湛水のねらい、目的については先ほど2番議員が言われたとおりですね。サーチャージまで水をためて堤体の安全性、あるいは漏水の有無等の確認をして、異常がなければ初めてそれで完成ということで、現時点ではまだダムは完成をしていないということになっております。

したがって、どうしてもこの試験湛水はクリアしなければならないということで、今日まで2回やったわけですけれども、自然を相手のことでどうしても雨季の関係で少なかったということからクリアできなかったと。来年また改めてということになりますが、先ほど都市建設課長が申しあげましたように、ダム本来の目的からいいますと、いわゆる洪水期については常時満水まで以上に水をためてはいけないというもともとの規定がございます。これをまずクリアしなければならないということで、ですから、当然これは国、県との協議も必要ですが、こういう状態を長く続けては私たちも困るわけですから、例えば9月なり一月でも早めてこれができないのか、そのためには当然下流域、流域の皆さん、あるいは漁協の皆さんとの協議も必要でしょうし、その辺早い時期に関係機関との協議を進めて結論を出したいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

今前向きに検討をしてみたいという御答弁をいただきましたので、ぜひ今年にこの試験湛水が完了をするように、ダム事務所のほうとも協議を重ねながら対応をよろしく願いしたいと思います。

それから、この試験湛水につきまして、漁業者と市、それからダムの管理事務所との間で、雨が少ないとき、ノリの色落ちが懸念されるときには、ほかのダムからダムの応援水を放流してノリの色落ちに少しでもならないような対策をしてやるというような話し合いを今までもしてもらいました。

昨年、実際塩田川流域のダムから放流をして応援水をいただいたわけですが、やはり応援水をもらうときというのは少雨のとき、塩田川にはいろんな堰がいっぱいあります。その堰で放流された水がずうっとせきとめられるといいますか、たまっていく状態でなかなか下流

まで流れてこないというようなことで、先般、塩田の橋の上の柳瀬の堰を見ましたが、流れてはおるんですが、少量ということで、やはり海まではなかなか影響を及ぼさないというような状況もございますので、本年もしもそういうようなことがあれば嬉野市のほうにも協力要請して堰の調整をするなり流量の調整ができないものか、そこら辺のことをお願いできないものか、どうでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほど副市長が申しあげましたように、下流地域、特に漁協、ここの話になってくると思います。あとのほうを年明けで雨季前、これはやっぱりかなり厳しかろうと思います。やっぱり雨が降る、洪水調整という大きな機能もありますからね。これは前倒しをどれくらいできるか、これはやっぱりひとえに漁協さんとの話し合い、そのときはぜひ松尾議員も御協力願いたいと思いますし、そうなったときに、じゃあ協力していいよと、そんなかわしという話が今のような話につながっていくと思うんですね。ですから、そのあたりをセットで私たちもやっぱり考えていかにやいかんだろうというふうに思っています。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

今、市長のほうからもそういうふうな漁協との協議も今後ちゃんとした形でやってもらうということでございますので、ぜひそういうことも含めてこの試験湛水が順調に行われるように期待をいたしたいと思います。

これをもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

以上で2番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後3時より再開をいたします。

午後2時48分 休憩

午後2時59分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、9番議員水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

9番議員水頭喜弘でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大きく4点にわたって質問をさせていただきます。

まず、第1が有害鳥獣対策について。2番目に教育問題について。これは、新学習要領、



また学校耐震化について質問をさせていただきます。3番目が自殺予防対策についてですけど、これは中身としては防止対策ということでお願いいたします。4番目が後発医薬品の普及促進について、以上4点について質問をさせていただきます。

最初に、有害鳥獣対策について。

近年、野生鳥獣の生息分布の拡大や生息数の急激な増加に伴い、農山漁村は鳥獣による農林漁業被害が深刻化、広域化するとともに、人身被害も発生するなど、農林漁業を初め住民の暮らしが脅かされる状況であります。過疎化や高齢化の進展に相まって、耕作放棄地や集落の崩壊などに影響を及ぼすなど、問題が深刻化しているようであります。本市でも、市内の至るところで市民からの有害鳥獣であるイノシシによる被害の状況をお聞きしております。被害を食いとめるため、農家はこれまで試行錯誤を繰り返し行ってきました。電気牧さく、トタン、網など。最近では人家の周りにもあらわれるようでございます。イノシシは繁殖力が強くて、4頭から5頭の子を生むために、定期的にふえているようであります。

今後被害がふえ続けますと、農地の荒廃、また農家にとって丹精込めて育てた米、果樹、野菜などの農作物を収穫前にイノシシから食い荒らされることは、農家にとっては営農意欲の減退につながりかねません。真剣に生産者、J A、行政が一体となって効率的な被害防止策に取り組まなければならないと考えます。そこでまず、農作物の被害状況、それから繁殖力が強いと申しましたが、実態はふえているのかどうなのか、その点についてお伺いいたします。

次に、教育問題について。

これは新学習要領、文部科学省は4月24日、小・中学校の新学習指導要領について、全面実施前に一部を先行して学校の授業に取り入れる移行措置案を発表しました。来年度は数学、小学生は算数、理科、合わせて年間で最大45時間拡大し、小学校では総授業時間も週1時間ずつふえます。指導内容が教科書の範囲を超えるため、同省は今年度じゅうに両教科の補充教材を用意するようであります。新要領の全面実施は小学校で2011年、中学校では12年度ですが、前倒しすることで学力向上を急ぐとともに、新要領にスムーズに移行するねらいがあるようです。

移行措置案によると、来年度の授業時間が増加する教科は、小学校では1、2年の算数と体育、3年から6年の算数と理科、中学校では1年の数学、3年の理科、小学3年では算数と理科が合わせて年45時間拡大するようです。これに伴って小学校の算数でひし形、台形の面積の求め方が復活するなど、指導内容が充実されます。中学校では11年度にも段階的に理数の授業時間をふやします。一方、小・中とも総合的な学習の時間などを削減し、総授業時間は中学校では現行どおり年980時間におさまるが、小学校では各学年とも週1時間ずつふえ、年816時間から980時間となります。ほかに小学校の社会で47都道府県の名稱と位置を来年度から指導内容に加えます。小学校5年、6年で必須となる英語も、各学校の裁量で来年

度から先行実施できるようになります。

学力低下の懸念から小・中学校とも算数、理科、国語など、主要教科の指導内容と時間を拡大されるが、ゆとり教育を掲げた現行指導要領が学力低下の一因とされる点を踏まえ、学習内容もふやし、改正教育基本法を受け、伝統文化の学習と道徳教育を充実させる。1977年の改訂以来減り続けた総授業時間は約30年ぶり増加に転じることとなりますが、教員の方々にはさまざまな雑務や会合、またいろいろな要求、要望等もあり、対応に追われている状況の中で時間数もふえますが、教育長は今回の改訂の方向性をどのように受けとめ、対応していかれるのかお伺いいたします。

次に、地震対策について、学校の耐震化についてお伺いします。

学校の耐震化を加速するため、自治体が行う耐震化事業への国庫補助率が引き上げられる地震防災対策措置法改正案が6日午後の衆議院本会議で全会一致で可決、参議院に送致されました。一刻も早く法案を成立させ、耐震化作業の具体化を急ぎたい。さきの中国四川大地震では学校倒壊で多くの児童・生徒が生き埋めになり死亡しました。教員、生徒が全犠牲者の1割を超える被害を出しました。こうしたことを教訓に、このほど学校耐震化を加速するために地震防災対策特別措置法を改正し、原則として補強で2分の1、改築で3分の1となっている国庫補助率をそれぞれ3分の2、2分の1に引き上げ、交付税措置、最終的には今のお考えでは13.3%と、半分以下に圧縮ということで拡充されるようです。

文部科学省によると、2007年4月1日現在で公立小・中学校施設の約13万棟の耐震化率は58.6%、耐震診断を受けていない施設が6.6%のようです。学校施設は昼間の大半を過ごす児童・生徒の学習生活の場であり、豊かな人間性をはぐくむための教育環境として重要な意義を持つものであります。また、地域コミュニティーの拠点として災害時には地域の方々の応急避難場所としての重要な役割を果たすものであります。19年4月1日現在で耐震性が確保されている施設は、全国の公立小・中学校施設で全体の約6割弱にとどまっているのが現状であります。今後、鹿島市としてどういう対応をされ、どのようなスケジュールで対策をとっていかれるのか、耐震補強工事の見通しについてお伺いいたします。

次に、自殺予防対策について。

硫化水素による自殺が相次ぎ、消防庁の推計によると3月下旬から死者は全国で90人を超えたと。硫化水素は無色で腐った卵のようなにおいのするガスで、硫黄泉などの温泉からも発生します。800ppm以上の濃度のガスを吸入すると即死します。空気よりも重く、発生階の下の人にも巻き添えになり、床にたまったガスにも注意が必要で、助けようとした人や近隣の住民までがガスを吸い込んで、二次、三次被害を起こすことが、この問題を一層深刻にしています。広がるきっかけは、ことし1月ごろからインターネットの掲示板で手口の紹介が多くなり、それが原因で3月ごろから自殺件数がふえ、4月に入って自殺件数が激増し、中旬以降はほぼ連日のように発生、若者を中心に流行のように広がっています。警察庁は硫

化水素の使用方法などの書き込みを有害情報に指定、民間団体を通じてサイト管理者やプロバイダーに削除を要請しました。日本チェーンドラッグストア協会も硫黄入り商品の販売を当面自粛することを決め、ネットでも予防サイトへ誘導する取り組みを始めております。しかし、これはいわば対症療法であり、自殺防止の根本的な解決策ではありません。

警察庁によると2006年の自殺者は3万2,155人、交通事故死者の5倍近くにも上ります。2007年度版自殺対策白書によれば、自殺者の4割以上が45から64歳の働き盛りの中高年男性で、動機は健康問題が約半数、また自殺未遂者のうち、何らかの精神障害を持つ人は75%もおり、うち4割超がうつ病だと言われております。失業や長時間労働、多重債務、病気などの要因が複雑に関係して、心理的に追い込まれた末に自殺するという。昨年6月に策定された国の自殺総合対策大綱は、自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、心理的に追い込まれた末の死であると指摘しております。その多くが直前にうつ病を発生していることからすれば、自殺者を減らす有効策として、うつ病対策のさらなる拡充を急ぐべきではないでしょうか。

躁うつ病などの気分障害の患者数は2005年に92万人と、10年で2倍以上に増加しております。調査によれば、実際のうつ病患者の4分の3は病院で受診しておらず、仮に内科医などに不調を訴えても、うつ病と診断が下される率は2割以下にすぎないと言われ、見過ごされた患者は次第に重症化し、最悪の場合は死に至る。多くのうつ病患者は病気であることさえ気づかず、必要な治療を受けられない状態でほうっておかれています。受診率の低さの原因は、精神科を受診することへの偏見の根強さです。周囲の人が変調に早く気づいて受診を勧めるなど、国民的な意識改革を早急に進めなければ、救える命を失い続けるだけであります。

5月29日には、北九州市の私立高校1年の女子生徒が、ブログに死ねと書き込まれたなどとする遺書を残し自殺したことの報道がされておりました。近年、全国的にも小・中学生でも自殺によって命を失ってしまうという悲しい出来事が発生しております。また、大人の無理心中で子供が巻き込まれることもあります。本当に命が尊重されるまちをつくっていくためにも、自殺予防対策を講ずるべきであると思いますが、そこでまずはこのような現状と認識についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。教育長にもよろしくお願ひします。

次に、後発医薬品の普及促進について。

後発医薬品がこの4月から使いやすくなっています。後発医薬は新薬と同じ成分、同じ効能でありながら価格が安く、できるだけ薬代を抑えたい患者側の関心は高くなっております。変わったのは、医師が発行する処方せんにある保険医の署名欄で、従来は新薬から後発薬への変更を認める場合に限り署名されていたが、変更を認める署名入りの処方せんは2割にも満たず、中には面倒だから署名しないという事例もあったと伺います。それが4月からは後発薬への変更を禁止する場合に限り署名、捺印されるように改められました。安全面で

問題がなく、患者が望んでいるにもかかわらず、後発薬を使えないという状況は見過ごされてよいものではありません。利用者の視点に立った今回の制度改正を歓迎したいと思います。

変更点はこれだけではありません。後発薬を短期間試してみることができるようになったほか、後発薬の調剤を促すため、薬局が受け付けた処方せんのうち、30%以上で後発薬を調剤した場合には、診療報酬点数も加算されることになりました。あわせて規則も改正され、保険薬剤師に対しては患者に対して後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならないと定められました。今後は薬局側から、同じ効能で価格が安い後発医薬品に変えることもできますがどうされますかなどと尋ねられる機会もふえるのではないのでしょうか。

後発医薬品は、巨額の研究費を投じて開発された新薬の特許が切れた後、厚生労働省の承認を得て、ほかの製薬会社が同じ成分で製造をしています。研究開発費がかからないので、価格は新薬に比べて2割から7割と格安で、数量ベースでの市場占拠率は米国で63%、英国で59%、ドイツで56%などとなっております。一方で日本国内での市場占拠率は約17%にとどまり、我が国で普及ははかばかしていると言わざるを得ません。後発医薬品の価格は、高くても新薬の70%、物によっては15%程度で、開発のコストがかからない分、安い価格になっています。

また、溶質試験——胃の中で溶け出す試験、あるいは血中濃度試験の二本立てで試験が行われておりますが、これは日本の厚生労働省だけが要求している試験であり、日本の後発医薬品は世界で最も厳しい基準のもとで承認されていると言われております。1年間の薬剤費を後発医薬品に切りかえれば、約1兆1,000億円医療費が安くなると試算されております。

保険者である本市は、このままでは皆保険制度が崩壊するという危機感を持って市民にさらなる負担を求めるよりも、まず先に医療機関に対する後発医薬品の評価を通して、有効性が証明されているものに関しての後発医薬品に置きかえることの働きかけを行ったり、さらに市民に対する後発医薬品に対する啓発と周知徹底を努めることを、まず図るべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上で総括終わります。

**○議長（橋爪 敏君）**

迎農林水産課長。

**○農林水産課長（迎 和泉君）**

私からは水頭議員の有害鳥獣対策についての御質問にお答えをしたいと思います。

まず、イノシシの被害状況はどうかということでございますが、私どもが持っております一番新しい数字というのが、18年産の被害状況でございます。この中で申し上げますが、水稲につきましては10,267千円、これは水稲の食害、それからイノシシが踏んで回っての減収ということまで含んでおります。それから、果樹につきましては26,352千円、タケノコが1,440千円、芋類が1,120千円、合計の39,179千円という報告がっております。

それから、2点目の御質問の現在イノシシはふえているのかどうかということでございますが、正直言いましてはつきりわかりません。ただ、感覚的なことで申しわけございませんが、中山間地域ではふえているような気がしております。ただ、相反して山間地、山の中では今イノシシがいなくなったそうです。ですから、総合的にどうかということになりますが、これは感覚的で申しわけございませんが、若干ふえているんじゃないかなという感じはしております。

以上でございます。

**○議長（橋爪 敏君）**

小野原教育長。

**○教育長（小野原利幸君）**

教育問題の新学習指導要領についてと、自殺対策についてと、耐震化のほうは次長のほうから、まずお答えをしたいと思います。

まず、今回の新学習指導要領について、どう受けとめるかということだと思っておりますが、御承知のとおり、生きる力の素地を培うという根幹となる趣旨はこれまでと変わっておりません。問題は、運用の工夫というのがかなり現場にゆだねられた内容になっているというのが大まかな感想であります。

御承知のとおり、先ほどおっしゃったように、この新しい指導要領での実施というのは、小学校が平成23年度から、中学校が24年度からということで、今年度、つまり平成20年度じゅうに周知徹底をまず図ると。そして、来年、21年度から可能なものはもう先行して実施しなさいということで、大まかなスケジュールになっているわけであります。つまり、ことしから3ないし4年間は移行的な期間になりますので、現在、各学校は先々を見据えた計画策定を進めている段階ということであります。

もともと、この学習指導要領というのは国が定めた基準であります。このことを当然根幹に置くわけですが、いかに地域とか現場に応じたといいますか、いわば生きて働くものにするかどうかというのは、各市、町、あるいは学校そのものに、その裁量権がゆだねられているわけであります。とりわけ子供の実態とか、あるいは子供中心ということが絶対要件でありますので、となると、そのことを最も熟知している学校というのが当然主体となるわけでありまして、私は各校長のビジョン、指導手腕の一つとして任せるスタンスを基本としたいというふうに考えております。

それからもう1つは、自殺の現実について所感をということですが、やはり将来ある若い命が、先ほどおっしゃったような形で失われるということは大変悲痛であり、また重く受けとめております。特に今回のようなブログへの書き込みということで、かつてなかったようなパソコン上の誹謗中傷といいますか、こういったものがですね、直接顔を合わせることなく、例えば、自宅にいながらにしてちょっとキーボードをたたくだけで、相手を死に至らし

めるような事態、このようなことがまさに現代社会に潜むひずみといたしますか、どうしようもない現実ということを改めて突きつけられた思いであります。

全国的にもこの中高生あたりにはかなり普及している面も想定されるわけでありまして、学校での指導はもちろんでありますけれども、こういう事件を受けて、特に家庭に意を払っていただきたい。今、私がこの場でそのことを強くお願いをしたいというふうに思っております。もちろん関係機関との連携もあわせて強化をしながら対処していく所存であります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

私のほうからは、大きな2点目、教育問題についての学校耐震化についての鹿島市の方針スケジュールをとということでの御質問にお答えをいたしたいと思っております。

議員申されましたように、5月12日に発生いたしました中国の四川大地震というのは、小・中学校の校舎の倒壊が相次ぎまして、多くの子供たちが犠牲になったということでありまして、日本におきましても、学校施設の耐震化の推進というのは大きな行政課題となっておったわけでございます。その中で、平成19年4月現在で、議員申されましたように、全国の公立小・中学校施設の耐震性が確保されている建物というのが58.6%にとどまっておるということで、耐震改修には大きな事業費が必要ということから、耐震化がなかなか進んでいないのが実情であります。

そういう状況の中で、平成19年度に文部科学省は公立学校施設耐震化推進計画を策定いたしまして、平成20年度から24年度までの間に倒壊、または大破のおそれのある約1万棟の学校施設の耐震化事業を促進するように県や市町村に求めてきているところでございました。それを受けまして、鹿島市におきましても、その計画策定作業を進めてきておったということでございます。

鹿島市の現状でございますが、20年4月現在で耐震化率は56.3%でございます。その中で特に耐震を急がなければならない、国が言う5年以内に耐震を急ぎなさいという建物が鹿島小学校の校舎1棟、浜小学校体育館1棟、東部中学校武道場1棟ということでございます。

これは市長の提案理由説明でも述べてありますように、市を取り巻く財政状況は非常に厳しいものがございますけれども、学校施設は子供たちが一日の大半を過ごす学習生活の場であり、公教育を支える基本的施設であるということ、それから地域住民の方々にとっては生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場ということから、さらに地震などの非常災害時には緊急避難場所となる重要な役割を担う施設であるということから、次代を担う子供たちの安全確保策として、平成20年度に東部中武道場の耐震改修を既に実施するようしております。それから、平成21年度からは鹿島小学校の改築に取りかかる計画でございます。

その後、浜小学校の耐震改修を行い、学校施設の安全性の確保に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

**○議長（橋爪 敏君）**

北村市民部長。

**○市民部長（北村建治君）**

私のほうからは3点目の自殺防止対策について、この分にかかわる学校以外の部分について答弁をいたしたいと思えます。

この自殺につきましては、先ほど議員言われましたように、1998年から2005年までの8年間、連続して3万人以上の方が自分で命を絶っておられるということで、非常に悲しい出来事が多発しているところでございます。そのような中で、国は平成18年6月15日に自殺対策基本法等を定めまして、この中で基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、あるいは事業主、それから国民の責務等を明らかにしたところであります。このような流れを受けまして、佐賀県におきまして平成20年の3月に自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱等に基づきまして、自殺対策基本計画を定めておるところでございます。

この中で具体的に、現在、佐賀県におきましては大体250人前後の自殺者がおられるということでもありますので、これを2016年までに200人以下にするという具体的な目標を定めたところであります。そのような中で、鹿島市におきまして、自殺者が全然ないということではございませんので、平成15年4月から心の健康相談窓口、これを設けまして、早期発見に努めてきたところでございます。

しかしながら、御承知のように末端であります地方公共団体におきましては、やはり専門的な職員とか機関とか非常に少のうございますので、個々の地方公共団体単独で解決するという事は非常に難しい状況であります。そういうことで、現在は全体的な、佐賀県なら佐賀県のネットワークの中で、これをいかに活用しながらこの予防対策を進めていくか、このあたりをいま一度確認をしていかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

**○議長（橋爪 敏君）**

岩田保険健康課長。

**○保険健康課長（岩田輝寛君）**

私のほうからは、4点目の後発医薬品の普及促進についてということでお答えをいたします。

この中で、後発医薬品の市民への周知というのをどういうふうにするのかということだったと思えますけれども、まず、今回の平成20年度の診療報酬会計の中で、先ほど議員が言われたように、後発医薬品の普及促進のために幾らか方策がとられております。その中で議員がおっしゃった重複した部分はちょっと避けますけれども、後発医薬品の使用の促進のため、

保険薬局及び保険薬剤医療療養担当規則、保険医療機関及び保険医療担当規則というのがあるようでございますけれども、その中に、後発医薬品促進のために新たな規定が今回追加がされております。

御紹介をいたしますと、保険薬局は後発医薬品の備品等に関する体制その他、後発医薬品の調剤に関する必要な体制の確保に努めなければならないと、それから保険薬剤師は処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が薬価収載されている場合、これは薬価本に載せているということですね、収載されている場合であって、処方せんを発行した保険医等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対し後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、保険薬剤師は後発医薬品を調剤するように努めなければならないということ。それからもう1点が、保険医は投薬処方せんの交付、または注射を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するように努めなければならないということで追加規定がっております。こういうことで、先ほど言われましたように、30%基準というのもございます。そういうことで、今後、後発医薬品の普及促進が図られてくるというふうに考えております。

それで、市内の状況を薬剤師会のほうにお尋ねをしてみたんですけれども、市内では処方せんのうちに後発医薬品を使うようになっている処方せんの数が大体4割以上を占めているようでございます、現時点です。4月から、4、5月、2カ月分ですけどね、そういう状況になってきておるようでございます。そういう中で、薬剤師さんが言なさることには、先ほどの国が示しました30%基準というのがあるって、今後、後発の医薬品が相当使われてくるようになるだろうというふうに思うということ、感想を言っておられます。

そういうことでございまして、市としてこの後発医薬品の周知ですけど、こういう規則の改正もされました。そういう中では非常に市としてもそういうことを市民に周知をしやすいような環境が生まれてきたんじゃないかというふうに考えております。この周知に当たっては、県内の市町村の国保ですね、そういう担当者会とか、あるいは担当課長会というのがあります。そういう中で、一緒に研究をしながら周知広報に、周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

じゃ、一問一答に移らせていただきます。

まず、有害鳥獣の件ですけども、鹿島市では39,179千円の被害があっているということ、今報告がありました。それから、中山間地のほうではふえているが、山間地のほうでは減っているというか、だから総合的にはわからないけれども、いずれにしても僕の感じでは、



県とかいろいろお聞きした中ではふえているんじゃないかという気がします。

そこで、まずお尋ねしますけれども、このイノシシの被害防止にいろいろな防止策はあると思うんですけれども、これまでどのように取り組んでこられたのか、それによってどのような効果があったのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

迎農林水産課長。

○農林水産課長（迎 和泉君）

それでは、先ほどありました質問にお答えをしたいと思います。

今まで鹿島市はどういう対策をとってきたかということでございますが、まずは捕獲実績を簡単に申し上げますと、平成17年度がイノシシの捕獲実績が、これはあくまでも有害鳥獣駆除ということでとらえていただきたいと思います。17年度が121頭、18年度が188頭、19年度が169頭です。それから、今年度5月末までに48頭でございます。

特徴的なところは、最近ではイノシシが変わったのかどうかあれですが、最近のイノシシは銃でとるんじゃなくて、わな、あるいは箱わなですね、くくりわな、あるいは箱わなで結構とれているようです。ことしの実績の48頭、5月まではすべてわなで捕獲されたものでございます。

それから、制度的にどういうものがあるかということでございますが、電気牧さく、御存じだと思いますが、電気を通してイノシシが来たとき防止をするというさくでございますが、これは藤津・鹿島地区で協議会組織をつくっておりますが、そこでの補助の実績でございますが、17年度で50組、面積に換算しますと25ヘクタール、それから18年度が26組、13ヘクタール、それから19年度は12組の5ヘクタールとなっております。

それから、箱わなの補助でございますが、17年度が5台、18年度が13台、19年度が11台、合計の29台。くくりわなにつきましては、17年度に16組入れておりますが、それ以外は入っておりません。最近では牧さくで守り、そして箱わなで捕獲をするというふうな形に変わっております。

それから、それ以外の事業といたしましては、これは国の事業で鳥獣害防止対策事業というのがございます。これは、条件といたしましては、受益者が3戸以上、それから500千円以上という規定がございます。これにはなかなか取り組めておりません。といいますのは、例えば、電気牧さくで考えますと、3戸というのはクリアできるんですが、この事業に取り組むためには、延長的に4,000メートル牧さくを張らなければならないということで、現状としてなかなかこの事業に取り組めないという状況があるようでございます。

それから、これは地域によってでございますが、中山間地域の直接支払制度というのがございます、交付金がございます。これによりまして協定参加者の同意を得ながらやっておられる地区が5地区ございます。これは19年度の実績でございます。

それから、先ほども話ございました農地・水環境保全向上対策ですね、この事業でやった地区が3地区ございます。これは牧さく等の補助もございますが、こういうふうな駆除については、狩猟等の免許が必要になります。免許に行く、資格を取るための補助をされている、あるいは箱わなを購入する資金ということで、それとかワイヤメッシュの防護さくを築いたりということで、そういう地区もあるという状況でございます。

事業の効果はどうかということでございますが、なかなかその効果というのは数字ではあらわせません。一番の効果というのは捕獲頭数がそれだけいるというのは当然被害が防げたということになります。ほかの部分については、防除でございますので、それで被害が防げたということにはなりますが、具体的にどのくらい防げたかというような具体的な数字は持ち合わせておりません。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

被害の状況、捕獲量ですかね、それと大体聞いたところではほぼ一定して百二、三十頭ぐらいから150頭前後ですね、捕獲されているということで今説明をいただきました。いろいろ中山間地の直接支払の中でとか、それからこのたび新たになった農地・水環境保全の中でもいろいろ取り組みをされているところですかね、そういうところもいろいろ今お話を聞かせてもらいました。

今、箱わな、それから電気牧さく、わなとか言われたけれども、それを、例えば免許を取るためにそのあれが使われたということも今ちょっとお聞きしましたけれども、いろいろこれは免許によって狩猟の銃の免許、それから箱わなの免許とか、いろいろ分かれているわけと思うんですね。だから、今回、今発表されたのは、銃は使わなくてわなとか箱わなとか、そういう中で捕獲したのが48頭と今説明されたんですけど、お聞きしたいのは、これ免許あたりは箱わなですかね、そういうのと分かれていますけれども、そういうのは鹿島市大体どのくらいぐらい取られているんですか。

○議長（橋爪 敏君）

迎農林水産課長。

○農林水産課長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

まず、銃の免許を持っておられる方は62名でございます。ただ、これはイノシシをとられる銃ということではなく、散弾含めてすべての銃の免許を持っておられる方が62名と御理解をいただきたいと思っております。

それから、わなですね、いわゆるくくりわなが中心になると思っておりますが、その免許を持っ

ておられる方が45名、それから箱わなの免許を持っておられる方が18名、特に特徴的なところは、この箱わなの免許は18年と19年で18名すべてが取っておられますので、最近では箱わなで、昔は箱わなではなかなかとれないと言っておりましたが、箱わなでもかなり実績が上がっているということの裏返しで、こういうふうな取得になっていることかと思えます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

これは箱わなですね、結局緩和されたというか、免許に対してのちょっと聞くとところによれば、若干取りやすくなったというか、そういう感じもちょっと聞いたけど、そういうことはなかですね。

それで、これは今からはどのように——やっぱりずっと箱わなとか、そういうのを主体にした免許の取得者をふやしていかれるとか、そういうあれでの予算等はどのようにして、結局ふやしていかれて、本当はやっぱり箱わなとかなんとかを使われて捕獲されて、そういうのが理想的な形じゃないかと思うんですけど、そういうことで、今18名と言われたですけれども、全部合わせてわなが44名、箱わなが18名ですか、言われたけど、今後の方向性というのはどう考えておられるですか。

○議長（橋爪 敏君）

迎農林水産課長。

○農林水産課長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

まず、狩猟免許用については、どれを進めるということは、私たちでは特にどの方向というのは決めておりません。ただ、先ほど申し上げました狩猟免許用に要する経費がございしますが、これを地区全体で、集落全体で守っていこうということで、その資格を取る方に助成をされているというのがございます。そういうのも一つの方法だろうかと思います。

それから、これは若干方向が違うかもしれませんが、荒廃園で今放牧、牛の放牧をやっております。実は牛の放牧をすればイノシシが寄ってこないということで、これも逆転の発想じゃないですが、荒廃園を減らすことによって、そして牛を放牧することによって、イノシシを近づけないというのも一つの方法だろうかと思います。

ただ、議員御存じだと思いますが、私たち農林水産課は有害鳥獣駆除の部分と鳥獣保護の部分と両方持ち合わせておりますので、とることが絶対いいかということになりますと、必ずしもそうじゃないところもございしますし、駆除すべきところは駆除をしていく、守るところは守るという方針でやっていく必要があるかと思えます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

わかりました。次に、この狩猟のことですけど、この狩猟の期間ですね、これあたりはもう以前と変わらないということですかね。

それともう1つは、この駆除された——今、駆除ですけど、駆除された奨励金については、今どようになっているんですか。

○議長（橋爪 敏君）

迎農林水産課長。

○農林水産課長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

まず、狩猟の期間というのは、有害鳥獣駆除をする期間ということで理解をさせていただいて、先ほど申し上げましたように、イノシシの食害、被害はいろいろな品目にまたがっております。そういうことを考えまして、JAのほうから申請が上がってまいります。今、猟期以外の時期はほとんど、作物がある時期はほとんどの期間を有害鳥獣駆除の期間に定めて実施をしているところでございます。

それから、報奨金についてでございますが、イノシシの場合1頭当たり5千円の捕獲報奨金がございます。これにつきましては、大体今までは満額、それぞれの部分に来ておりましたが、若干県から予算について少し制限をするかもしれないというふうなことがあっておりますが、私たちの要望としては、とれた方にやっぱり何月から先とれた方にはやりませんよという形にもなりませんので、なるべくそれを継続していただくように要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

報奨金が5千円ということですが、何で聞いたのかと申しますと、僕は以前過去にもイノシシの報奨金について質問させていただいたときに、若干5千円から下がるんじゃないかと、そういう方向性もちょっと一時聞いたことがありましたので、これは5千円でということとでよろしくお願ひします。

とられる方がやっぱり高齢化になって、そして、そこの処理の問題もいろいろあるし、現場で放置しちゃいけないと、野放しにしてはいけないと、やっぱり処理するときそこに埋めるなりなんなりしてということで、そういうことで結局は僕が心配するのは、高齢化によってこの埋設作業の負担がかかって、極端に重くかかってくるんじゃないかと。今まで年齢

的にある程度若いときには、こういう作業は穴を掘って、ある程度掘ってから埋めればいいんですけど、やっぱり高齢化、今も耕作放棄地といろいろ話も、松尾勝利議員のほうからもあったとおり、耕作放棄地の中、高齢化になって農業担い手が少なくなってきたということが、やっぱりこのイノシシの駆除に対しても高齢化の問題で、どうしてもここに今言った奨励金ですか、これもある程度これを守っていきながら、そこのあたりも整備をしていただければいいんじゃないかと理解いたしますので、今後その件に対してはよろしくお願いします。

次に、ここに農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー制度ですかね、こういうのがどういうことかと言うたら、被害に対する知識と経験を備えた登録アドバイザーが地域の防除体制と整備、防護さく等の整備、被害軽減のための営農管理技術などの助言を行うということで、そこで研修会など開催されて被害の軽減に努めたらと思いますが、このアドバイザー制度というのを何かちょっと聞いたんですけど、そういうものはあるとですかね。

○議長（橋爪 敏君）

迎農林水産課長。

○農林水産課長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

ちょっと私の勉強不足で、制度自体の具体的なところは把握しておりません。申しわけございません。

ただ、そういうふうなアドバイザーの方に、専門家に御指導いただくと、そういうことはあっております。当然研修等には私たち担当のほうも足しげく通いまして、どういう方法をとったらいいか、例えば、先ほど申し上げました電気牧さく以外の方法はどういうのがあるかということで、最近は耐用年数の面からワイヤメッシュの電気を入れるタイプじゃなく、イノシシが入ってこないように、返してするようなタイプを入れるとか、いろいろなそういうふうな情報収集はやっているところでございます。今後、いろいろな方に御指導を得ながら、その防除策については検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

わかりました。今、課長のほうもさっき言われた鳥獣被害防止特措法ですね、これが国のほうで成立したんですけれども、この中で、いろいろこの内容を見ますと、農相が策定した鳥獣被害防止対策の基本方針に即して被害防止計画を策定すると。国及び都道府県が計画を実施するための財政措置を行うと。市町村は鳥獣被害対策実施体を設置する等となっているようですが、新年度予算には鳥獣害防止総合対策事業として28億円が計上されていますが、この国の動きに対して本市はどのように対応されるのか、その点についてお伺いします。

○議長（橋爪 敏君）

迎農林水産課長。

○農林水産課長（迎 和泉君）

お答えいたします。

昨年度、鳥獣被害防止特措法が制定をされました。それに基づきまして現在進行中ですが、それに向けての被害防止計画の策定に向けて準備をしているところでございます。

それから、あわせて御説明を申し上げたいと思いますが、私たち、イノシシの被害ということになりますと、イノシシの行動範囲がかなり広がっております。そういうことで、今までは藤津・鹿島地区での協議会組織を設けておりました。これはこれでそのまま残しますが、さらに広げまして、西九州地域鳥獣被害防止対策協議会という組織を昨年度設立いたしました。この中には、佐賀県と長崎県の県及び市町村が入りまして、広域的に検討していこうと、そういうふうな組織でございますが、今度も6月17日に会議があるようになっておりますが、そういうふうな広域的な検討、計画も必要でございますが、実際どういうふうな方法でやったらいいのか、いろいろな御意見をお聞きする場を持ちながら考えていきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

はい、わかりました。それから、最後になります。僕もこのイノシシ関係に対しては過去二、三回質問させていただいたんですけれども、その中で、この前の議会的时候、有害鳥獣、要するに今課長が言われたとおりイノシシなどの有害鳥獣とはいえ、それがやっぱり自然の一部である以上、駆除よりも共生できる方法を求めるべきではないかという考えもあるわけですね。そういう中で、この前、バッファゾーンの普及についていろいろ質問をさせていただきましたけれども、今後このことに関しても考えを、要するに分離するわけですよ、居住と、バッファゾーンというのは。そういうもので、ぜひ取り組みをやって、また今後考えていただくようお願いして、この件は終わりたいと思います。

次に、学習指導要領についてお伺いいたします。

今回いろいろ今から改訂に向けて移行措置に移って、これからどういうふうにするのかということ、今、教育長言われたとおり、やっぱり校長にある程度のビジョンを任せて、それからやっていくということでいろいろ答弁いただきました。その中で、今回新たに取り入れられるというか、英語教育のことで今回新たになってはいますが、またそして、英語教育に関して、それからこのALTの派遣等の現状についてお伺いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

今現在の英語活動ですね、小学校における英語活動をどのようにしているのかということの御質問にお答えをいたしたいと思います。

今現在、各小学校におきましては、全小学校につきまして英語活動の授業に取り組んでおるといことでございます。その中で、ALTをその授業の中では鹿島市におります中学校のほうで採用いたしておりますALT2名を東部地区、西部地区と分けながら、各小学校に派遣をしながら英語活動の授業に取り組んでいるといことでございます。

それからもう1つ、申しおくれました。明倫小学校におきましては、平成19年度と20年度におきまして、小学校における英語活動等の国際理解活動推進事業という研究指定を受けまして、今、その中で英語活動の拠点校といたしまして、いろいろな指導方法の工夫とか改善の研究を行っているといことでございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

わかりました。2名の方がALTで今現在、東部と西部で1名ずつですかね、されていると。それから明倫小学校でいろいろ取り組んでおられるということですけど、今後、この23年の4月、要するに改訂に向けてどういうふうな対策推進を、これからは英語教育に関してされるのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

ALTはJETプログラムから2名派遣をしております。この小学校の英語活動は、中学校の英語教育とはやや趣旨を異にするところがございます。コミュニケーションとか、あるいは言語とか文化に対する理解、こういったものを深めるために小学校の高学年で英語活動というのを導入するわけですが、おっしゃるとおり新学習指導要領の一つの目玉というふうになっております。

先ほど次長がちょっと触れましたように、平成16年度から先行的に県のモデル事業、モニター校として4つの小学校で研究を進めてきております、鹿島市内ですね。だから、もう基盤があるわけです。そこでは共通の教材とかカリキュラムを使って指導を行ってきております。現在は市内すべての小学校で何らかの形で取り扱いをしているという現状であります。

それに加えて、これも先ほど申しましたように、昨年から文部科学省の事業として明倫小学校で2年間の指定を受けて、5、6年生を対象に、これは年間35時間程度の英語活動を、もう確実に実施をしているわけですね。できるだけ体験的な学習というのを研究していると。

県内に5校の指定があるわけです。そのうちの1つが明倫小学校。この明倫小学校の役割は、この近隣地区の拠点的な役割というのを求められているわけですので、ここでの研究が波及効果を発揮するように、私どもとしてもバックアップをしていかなければならないというふうに思っております。

この小学校には、御存じのとおり英語科の先生というのはいないわけですよ。免許を所有している人が必ずしもいるとは限りませんので、そこは小学校の英語というのは、この英語を通してなれ親しむ程度のことだというふうに考えていただければいいんじゃないかと思えます。したがって、そうは言っても、やっぱり小学校の先生すべてにそういう指導力というのは身につけていただかなければいけませんので、昨年から来年21年度、つまり3年間かけて小学校すべての先生にそういう研修が義務づけられております。したがって、徐々にそういう研修を受けられた先生がふえていくということで対応していくという格好になろうと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

今の教育長の話聞けば、先行実施がかなり鹿島では進んでいるような気もいたします。いずれにしても、この小学校の先生が急にさあ英語をやれといっても、それは厳しい面もあるということで、県としては今言われたとおり研修をやりながら、とにかくやっていくということで、やっぱりなれ親しんでいくという環境ですか、そういうものが僕は必要じゃないかと思えます。やっぱり教育長、今言われたとおりに、そういう面で今からの取り組みで、いずれにしても、23年の4月から本格的にやっていきますので、その移行期間としていろいろと取り組みのほうもよろしくお願いします。

そこで、このALTのことですけれども、今2人と言われたですよ。これは、例えば、地元の英語ができる方とか、地元の先生ですね、そういう考えはないでしょうか。要するに2人とも外国人でしょう。それも結構と思うんですけど、ただ、嬉野市では2人のうち1人が外国人、1人が地元ということで今対策をとられていますので、そういうことはやっぱり今後考えはないのか、そういうのはどうでしょうか。やっぱりそのままずっと今までどおりで進んでいくという考えで理解してよかですかね。

○議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

現在、先ほど申し上げましたように、ALTにつきましては、JETプログラムと申し上げましたが、正式には語学指導を行う外国青年招致事業と申しますけれども、そのプログラムのほうからアメリカ人2人を派遣してもらっております。予算的には2名分の報酬や旅費



などで約10,000千円程度の経費がかかっておるところでございます。

ただ、JETプログラムにつきましては、これは総務省、外務省、文部科学省などの関係省庁が連携して実施している事業でございます。財源的な裏打ちがされております。普通交付税の密度補正の中で、今申しました支出した経費とほぼ同等の額が交付税算入をされております。そういうことで、財政的にはこのJETプログラムでも十分いいのではないかと考えているところでございます。

また、財政的な面以外でも、この外国人のALT派遣のメリットというのはございます。児童・生徒に対して英語などを母国語とする国の人たちによる指導というのは、外国語をより身近なものとして語学習得意欲を増進させる。それから、国際感覚を養う上で青少年期にさまざまな国の人たちとの触れ合いやコミュニケーションをすることは大変重要であるというようなことが言われておまして、そういうことからいたしましても多くのメリットがあると考えておまして、当面JETプログラムでのALT派遣を続けていきたいと考えているところでございます。

**○議長（橋爪 敏君）**

小野原教育長。

**○教育長（小野原利幸君）**

ちょっと補足をさせていただきますが、先ほど御質問がありました民間人等の登用ですね、私も承知をしております、近隣地区は。今、次長のほうから財政的な面での理由はそのとおりであります。もともと2つの中学校に配置をしているわけですね、鹿島市の場合。ここ数年は小学校にも積極的にこの2人を活用しているといいますか、加えて地域におられる元中学校の先生とか、あるいは英語が得意な保護者の方々、こういった方々からもお手伝いを実際いただいてやっているというのが現状であります。まずは現行のALT体制の効果をさらに高めながら、今のようにボランティア的にかかわっていただくような地域におられる人材もあわせて、学校における英語活動の質の向上といいますか、充実を図ってきたいというふうに思っております。

**○議長（橋爪 敏君）**

9番水頭喜弘君。

**○9番（水頭喜弘君）**

ありがとうございました。時間も余りないので、先に進めていきます。

耐震化の件ですけれども、これがこの学校の耐震化がなかなか進まなかったと。理由として、要するに自治体の財政負担が上げられると思います。今回の法改正でいろいろと財政負担が軽減されるのじゃないかと思っておりますけれども、今回、幸いにして議員提案によって、先ほども申しましたが、1割——これが法案が通ってなったら1割ちょっとぐらいで済むようになると思いますが、本事業に対する効果、また推定をどれくらいされているのか、その点

についてお伺いします。

○議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

今先ほど申し上げました、この耐震化に要する経費をどのくらい見ているかということと、その財源ということの御質問でございますけれども、先ほど申しました鹿島小学校の改築、それから東部中の武道場、浜小学校の体育館、これは今概算で申し上げますと、約9億円から10億円ぐらいの総事業費がかかるというような大きな事業費がかかります。

そういう中で、先ほど申しましたように、今回の四川大地震の前に、鹿島市といたしましては重要施策であるという位置づけから長期決定をいただいて改築をするというようなことで、まず苦しい中でもそういう方向性は出していただいておりますけれども、今回、こういう大地震がありまして、国のほうでもかなり補助率を引き上げていただくということでの新聞報道がっております。

そういうことで、そのことにつきましては、詳細は今はっきりわかりませんが、今先ほど議員が言われたように、かなり補助率の引き上げはあるという新聞報道を受けております。そうなりますと、大分我々のほうも助かると、今までも要望活動いたしておりましたが、補助率の引き上げについては助かるということでございますけれども、若干つけ加えさせていただきますと、国が申されている補助率というのは、あくまでも補助限度の中での30%負担を10%まで引き上げるということでもあります。ところが、先ほど申しました鹿島市の総事業費の部分は、面積差とか単価差、そのあたりの純単独部分というのが多くございまして、そのあたりにつきましては、今まで約9億円から10億円と申しましたが、鹿島市の負担が8割ぐらい実質負担がございまして、相当な一般財源を突っ込むというような事業と。そういう中で、今回補助の中ではかなり負担は引き上がるということでもありますけれども、まだまだ今の効果としては、ざっと概算でもそんなにびっくりするような額での引き上げにはならないかなと思っておりますけれども、そのあたりにつきましては、今後詳細に出てきたところで、また御説明申し上げていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

この法案が通ったら、幾らかでも効果は僕はあると思います。そういうことで、いろいろ国のほうでも事業で今回法案として出して、結局緊急性があるということで、国のほうでもこういう対策をとってくるということですので、幾らかでも負担が少なくなるということは、それは僕はいいことじゃないかと思うんですよ。そういうことで、これからも耐震化に向け

て、いろいろこういうものがあつたらどんどん活用して、どうかこの耐震整備を進めてほしいと思います。

時間もあと3分ちょっとですけど、次に、自殺予防対策についてお伺いしますけれども、ちょっと時間的にもあれですので、ちょっと詰めていきます。

いろいろ実情、現状とか認識とかお聞きいたしました。今あつた自殺対策基本法ですね、この中で国及び地方公共団体に対し基本的施策として幾つかの項目を挙げられております。その中に、11条から19条に教育活動、広報活動、自殺防止等に関する人材の確保、要請及び資質の向上に必要な施策を講じると明記されていますが、当然国、県、市でやるべきもの、それぞれと思いますが、市の段階でどういったものがあるのか、そのお考えをお聞かせください。

○議長（橋爪 敏君）

北村市民部長。

○市民部長（北村建治君）

対策として、市の段階でどのようなものがあるかという御質問だったと思いますけれども、まず、私どもといたしましては、末端の行政でありますので、とりあえず早期発見するという意味では相談窓口の設置とか、それから基本的な事項について住民皆様方に周知広報をしていくと、こういうことが一番大事ではなからうかなというふうに思っているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

ちょっと時間も来ましたが、そこで、メンタルヘルスのことについてお伺いしたいと思います。

職員のメンタルヘルスということでお伺いしたいと思います。メンタルヘルスに関する相談はなかなかしにくいものだろうと思います。ほんのちょっとしたことでも気軽に相談できる体制づくりが大事だと思います。市職員の健康管理について、カウンセリング事業の実施あたりはどのようにされているのか。例えば、部署内での人間関係で悩んだとか、いろいろな場合があると思いますが、そういった相談にあつたとき、解決に向けた対処はどのようにされているのか、お伺いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

市職員に対するメンタルヘルスの対応ということで、どういうことをやっているかという

ことでお尋ねだと思います。相談窓口という部分も具体的にありましたが、そのことについてお答えします。

市職員のメンタルヘルスの対策としましては、毎年ではありませんが、メンタルヘルスの専門の先生をお招きしまして、職員を対象とした研修会を実施しているところでございます。

また、労働安全衛生法に基づき産業医を置き、毎月1回、職員の健康相談を実施しているところでございますので、職員がストレス等を感じたときは、産業医の助言を求めてもらうことも必要ではないかと思えます。

以上のような状況ではございますが、この問題は非常に微妙で難しい問題であるということで、現在の対応だけでよいのかというのは課題だと考えております。本市では、労働安全衛生法に基づく委員会を設置いたしておりますので、産業医とも相談しながら、その委員会でこれまで以上にメンタルヘルス対策について協議をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

最後に、後発医薬品の件ですけれども、いろいろこれから取り組みが大分進んでいるんじゃないかと思えます。そういうことで、この普及促進に対していろいろとまたこれからもよろしく願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋爪 敏君）

以上で9番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明11日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時21分 散会